

町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業 実施方針等からの変更点

番号	資料名	修正前	修正後
入札説明書			
1	入札	<p>実施方針_第1_1_(7)事業期間等</p> <p>本事業は、本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から2041年3月末日までの約25年間を事業期間とする。</p> <p>そのうち、施設整備期間は、事業契約の締結日から2023年12月末日までの約7年間とする。また、施設運営期間は、熱回収施設等の引渡日の翌日から2041年3月末日までの約20年間とする。</p>	<p>入札説明書_3_(4)事業期間等</p> <p>本事業は、本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から2041年3月末日までの約25年間を事業期間とする。</p> <p>そのうち、施設整備期間は、事業契約の締結日から2024年6月末日までの約8年間とする。</p> <p>また、施設運営期間は、熱回収施設等の引渡日の翌日から2041年3月末日までの約20年間とする。</p>
2	入札	<p>実施方針_第2_5_(1)入札参加者の構成等</p> <p>ア 入札参加者は、熱回収施設等の整備及び運営を実施する民間事業者で、特別目的会社に出資する企業（以下「構成企業」という。）と、構成企業以外の者で事業開始後、施設整備業務又は施設運営業務のうちの一部を請負い、又は受託することを予定している企業（以下「協力企業」という。）から構成されていること。なお、構成企業又は協力企業のうち一者が、複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の構成企業又は協力企業で分担することは差し支えない。また、<u>協力企業については、町田市内に本店を有する企業（以下「市内業者」という。）を積極的に活用すること。</u></p>	<p>入札説明書_4_(1)入札参加者の構成等</p> <p>ア 入札参加者は、本施設の整備または運営を実施する民間事業者で、特別目的会社に出資する企業（以下「構成企業」という。）と、構成企業以外の者で事業開始後、施設整備業務又は施設運営業務のうちの一部を請負い、又は受託することを予定している企業（以下「協力企業」という。）から構成される企業グループとすること。<u>このうち施設整備業務については共同企業体による施工も可能とする。また、構成企業又は協力企業に、必ず町田市内に本店を有する企業（以下「市内業者」という。）を含めること。</u></p> <p>イ 構成企業又は協力企業のうち一者が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の構成企業又は協力企業で分担すること、<u>同一の業務を複数の企業で実施することは差し支えない。</u></p>
3	入札	<p>実施方針_第2_5_(1)入札参加者の構成等</p> <p>エ 代表企業、構成企業、及び協力企業の変更は原則として認めない。<u>ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、特定事業契約締結後に、選定されなかった入札参加者の協力企業が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。</u></p>	<p>入札説明書_4_(1)入札参加者の構成等</p> <p>オ 代表企業、構成企業、及び協力企業の変更は原則として認めない。<u>また、事業契約締結後に、落札者として選定されなかった入札参加者の代表企業を除く構成企業若しくは協力企業が、選定された事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。</u></p>
4	入札	<p>実施方針_第2_5_(1)入札参加者の構成等</p> <p>オ 構成企業または協力企業の<u>いずれかが</u>、他の入札参加者における構成企業<u>または</u>協力企業ではないこと。</p>	<p>入札説明書_4_(1)入札参加者の構成等</p> <p>カ 構成企業<u>及び</u>協力企業が、他の入札参加者における構成企業<u>及び</u>協力企業ではないこと。</p>

番号	資料名	修正前	修正後
5	入札	<p>実施方針_第2_5_(1)入札参加者の構成等</p> <p><u>カ</u> 構成企業又は協力企業のいずれかと、会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）又は同条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、それぞれ他の入札参加者の構成企業又は協力企業となることはできない。</p>	<p>入札説明書_4_(1)入札参加者の構成等</p> <p><u>キ</u> 構成企業及び協力企業と、会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）又は同条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、それぞれ他の入札参加者の構成企業及び協力企業となることはできない。</p>
6	入札	<p>実施方針_第2_5_(1)入札参加者の構成等</p> <p><u>キ</u> 同一入札参加者が複数の提案を行うことは認めない。</p>	<p>入札説明書_4_(1)入札参加者の構成等</p> <p><u>ク</u> 入札参加者が複数の提案を行うことは認めない。</p>
7	入札	<p>実施方針_第2_5_(2)参加資格要件</p> <p>イ 施設整備業務に関する要件</p> <p>施設整備業務を実施する構成企業または協力企業（以下「施設整備企業」という。）は以下の要件を満たすこと。なお、施設整備業務を複数の企業で実施する場合は、各企業は分担する業務に関する以下の要件を全て満たすものとし、同一の業務を複数の企業で実施する場合、少なくとも主たる業務を担う1者が以下の要件を全て満たすものとする。</p> <p>ただし、建築物の設計業務を分担する企業は、建築物の建設業務を分担する企業とする。</p>	<p>入札説明書_4_(2)参加資格要件</p> <p>イ 施設整備業務に関する要件等</p> <p><u>①施設整備業務に関する要件</u></p> <p>施設整備業務を実施する構成企業及び協力企業（以下「施設整備企業」という。）は以下の要件を満たすこと。なお、施設整備業務を複数の企業で実施する場合は、各企業は分担する業務に関する以下の要件を全て満たすものとし、同一の業務を複数の企業で実施する場合、少なくとも主たる業務を担う1者が以下の要件を全て満たすものとする。</p> <p>ただし、建築物の設計業務を分担する企業は、建築物の建設業務を分担する企業とする。</p>
8	入札	<p>実施方針_第2_5_(2)_イ</p> <p>(イ) 建築物の設計業務を実施する企業は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。また、専任の一級建築士を配属すること。なお、これらの技術者は、企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者でなければならない。</p>	<p>入札説明書_4_(2)_イ_①</p> <p>(イ) 建築物の設計業務を実施する企業は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。また、専任の一級建築士を配置すること。なお、配置する一級建築士は、企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者でなければならない。</p>
9	入札	<p>実施方針_第2_5_(2)_イ</p> <p>(ウ) 建築物の設計業務を実施する企業は、地方公共団体が発注した延床面積15,000㎡以上の一般廃棄物処理施設の設計を担当した実績（共同企業体としての実績は、出資比率20%以上のもの）があること。</p>	<p>入札説明書_4_(2)_イ_①</p> <p>(ウ) 建築物の設計業務を実施する企業は、地方公共団体が発注した延床面積15,000㎡以上の一般廃棄物処理施設の設計を担当した実績があること。なお、増築等の場合は、増築部分の面積のみを対象とする。</p>
10	入札	<p>実施方針_第2_5_(2)_イ</p> <p>(エ) 建築物の建設業務を実施する企業は、電子調達サービスにおいて、最新の経営事項審査の結果による建築一式の総合評定値Pが1,100点以上であること。</p>	<p>入札説明書_4_(2)_イ_①</p> <p>(エ) 建築物の建設業務を実施する企業は、最新の経営事項審査の結果による建築一式の総合評定値Pが1,150点以上であること。</p>

番号	資料名	修正前	修正後
11	入札	<p>実施方針_第2_5_(2)_イ</p> <p>(カ) 建築物の建設業務を実施する企業は、建築一式工事について建設業法第26条に規定する監理技術者であって、一級建築施工管理技士の資格を有するものを専任で配置できること。なお、<u>これらの技術者は、企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者でなければならない。</u></p>	<p>入札説明書_4_(2)_イ_①</p> <p>(カ) 建築物の建設業務を実施する企業は、建築一式工事について建設業法第26条に規定する監理技術者であって、一級建築施工管理技士の資格を有するものを専任で配置できること。なお、<u>配置する監理技術者は、企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者でなければならない。</u></p>
12	入札	<p>実施方針_第2_5_(2)_イ</p> <p>(キ) 建築物の建設業務を実施する企業は、地方公共団体が発注した延床面積15,000㎡以上の一般廃棄物処理施設の建設を担当した実績 <u>(共同企業体としての実績は、出資比率20%以上のもの)</u> があること。</p>	<p>入札説明書_4_(2)_イ_①</p> <p>(キ) 建築物の建設業務を実施する企業は、地方公共団体が発注した延床面積15,000㎡以上の一般廃棄物処理施設の建設を担当した実績があること。<u>なお、増築等の場合は、増築部分の面積のみを対象とする。</u></p>
13	入札	<p>実施方針_第2_5_(2)_イ</p> <p>(ケ) プラントの設計業務及び建設業務を実施する企業は、電子調達サービスにおいて焼却設備の業務で順位付けがあり、最新の経営事項審査の結果による清掃施設工事の総合評定値Pが <u>1,100</u> 点以上であること。</p>	<p>入札説明書_4_(2)_イ_①</p> <p>(ケ) プラントの設計業務及び建設業務を実施する企業は、電子調達サービスにおいて焼却設備の業務で順位付けがあり、最新の経営事項審査の結果による清掃施設工事の総合評定値Pが <u>1,150</u> 点以上であること。</p>
14	入札	<p>実施方針_第2_5_(2)_イ</p> <p>(コ) 基準日において、プラントの設計業務及び建設業務を実施する企業は、<u>以下の条件を全て満たす地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設の元請の実績(共同企業体としての実績は出資比率20%以上のもの)があること。</u></p> <p><u>A 1炉当たり100t/日以上のスーカ方式における規模で発電設備を有すること。</u></p> <p><u>B 1炉当たり100t/日以上のスーカ方式における規模で、延べ3年以上の稼働実績を有すること。</u></p> <p><u>C 1炉当たり100t/日以上のスーカ方式における規模で、90日以上連続運転の実績を有すること。</u></p> <p><u>D 20t/5h以上の不燃・粗大ごみ処理施設の規模で、延べ3年以上の稼働実績を有すること。</u></p> <p><u>E 25t/日以上バイオガス化施設(乾式)の規模で、受注実績を有すること。または、前処理設備入口ごみ処理量として、25t/日以上処理能力のバイオガス化施設(乾式)の受注実績を有すること。</u></p>	<p>入札説明書_4_(2)_イ_①</p> <p>(コ) 基準日において、プラントの設計業務及び建設業務を実施する企業は、<u>地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設の設計及び建設について、以下の全ての実績を有すること。ただし、元請人として受注したものに限る。</u></p> <p><u>A 延べ3年以上の稼働実績かつ90日以上連続運転の実績を有し、発電設備を有する一炉当たりの処理能力100t/日以上スーカ方式の熱回収施設の完工実績。</u></p> <p><u>B 延べ3年以上の稼働実績を有する処理能力20t/5h以上の不燃・粗大ごみ処理施設の完工実績。</u></p> <p><u>C 25t/日以上バイオガス化施設(乾式)の規模の受注実績。または、前処理設備入口ごみ処理量として、25t/日以上処理能力のバイオガス化施設(乾式)の受注実績。</u></p>
15	入札	<p>実施方針_第2_5_(2)_イ</p> <p>(サ) プラントの設計業務及び建設業務を実施する企業は、清掃施設工事について建設業法第26条に規定する監理技術者を専任で配置できること。なお、<u>これらの技術者は企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者であること。</u></p>	<p>入札説明書_4_(2)_イ_①</p> <p>(サ) プラントの設計業務及び建設業務を実施する企業は、清掃施設工事について建設業法第26条に規定する監理技術者を専任で配置できること。なお、<u>配置する監理技術者は企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者であること。</u></p>

番号	資料名	修正前	修正後
16	入札	実施方針_第2_5_(2)_イ	<p>入札説明書_4_(2)_イ 以下の要件を追加。</p> <p><u>②共同企業体を結成する場合の要件</u> <u>施設整備業務を実施するにあたり、共同企業体を結成する場合は以下の要件をすべて満たすこと。</u></p> <p><u>(ア) 共同企業体の結成方法は自主結成とし、プラントの設計業務及び建設業務を実施する企業と建築物の設計業務及び建設業務を実施する企業の2者、又はプラントの設計業務及び建設業務を実施する企業と建築物の設計業務及び建設業務を実施する企業、建築物の建設業務を実施する企業の3者から構成される共同企業体とする。</u></p> <p><u>(イ) 共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、プラントの設計業務及び建設業務を実施する構成企業とする。また、代表者は、共同企業体を構成する企業（以下「構成員」という。）のうち、出資比率が最大のものでなければならない。</u></p> <p><u>(ウ) 構成員のうち、プラントの設計業務及び建設業務を実施する企業は4(2)イ①にて定めるプラントの設計業務及び建設業務を実施する企業に関する要件を全て満たすものとする。また、建築物の設計業務を実施する企業及び建築物の建設業務を実施する企業は4(2)イ①にて定める建築物の設計業務を実施する企業及び建築物の建設業務を実施する企業に関する要件を全て満たすものとする。</u></p> <p><u>(エ) 各構成員の共同企業体に対する出資比率は、均等割の10分の6（構成員の数が2者であるときは30%、構成員の数が3者であるときは20%）を下回らない範囲において自主的に定めるものとする。</u></p>

番号	資料名	修正前	修正後
17	入札	<p>実施方針_第9 その他特定事業の実施に関し必要な事項</p> <p>3 今後のスケジュール 実施方針公表後のスケジュールは次のとおり予定している。ただし、審査の進捗状況等により変更する場合があります。</p> <p>2016年3月頃 特定事業の選定 2016年4月頃 入札公告</p> <p>2016年4月頃 一般競争入札参加資格確認資料受付期限</p> <p>2016年5月頃 入札参加者ヒアリング</p> <p>2016年7月頃 入札書及び事業者提案書の提出 2016年8月頃 提案内容ヒアリング 2016年9月頃 開札 2016年9月頃 落札者の決定及び基本協定締結</p> <p>2016年10月頃 事業契約締結（施設整備請負契約は仮契約） 2016年12月頃 施設整備請負契約の本契約成立 2021年6月末日 熱回収施設等（ストックヤード棟を除く）の引渡し 2021年7月1日 熱回収施設等（ストックヤード棟を除く）の供用開始 2023年6月末日 既存工場棟の解体工事の完了 2023年12月末日 外構及びストックヤード棟の引渡し 2041年3月末日 事業終了</p>	<p>入札説明書_3_(4)事業期間等</p> <p>イ 入札公告後のスケジュール 入札公告後のスケジュールは次のとおり予定している。ただし、審査の進捗状況等により変更する場合があります。</p> <p>2016年5月2日 入札公告 2016年5月2日から同月11日まで <u>本入札説明書に関する質問（第1回）の受付期間</u> 2016年5月18日 本入札説明書に関する質問（第1回）への回答公表 2016年5月2日から同月19日まで 一般競争入札参加資格確認申請受付期間 2016年5月31日 一般競争入札参加資格確認結果の通知発送 2016年6月6日から同月17日まで <u>競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明の受付期間</u> 2016年6月6日から同月17日まで <u>本入札説明書を含む事業全般に関する質問（第2回）の受付期間</u> 2016年6月23日 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の回答 2016年7月1日 本入札説明書を含む事業全般に関する質問（第2回）への回答公表 2016年7月1日から7月8日まで <u>入札参加者ヒアリングの参加申込期間</u> 2016年7月11日 入札参加者ヒアリング日時の通知 2016年7月14日及び同月15日 入札参加者ヒアリング 2016年8月15日 入札書及び事業者提案書の提出 2016年9月 提案内容ヒアリング 2016年9月21日(予定) 開札 2016年9月下旬 落札者の決定及び公表 2016年10月頃 基本協定締結 2016年11月頃 事業契約締結（施設整備請負契約は仮契約） 2016年12月 施設整備請負契約の締結 2021年12月末日 熱回収施設等（ストックヤード棟を除く）の引渡し 2022年1月 熱回収施設等（ストックヤード棟を除く）の供用開始 2023年12月末日 既存工場棟の解体工事の完了 2024年6月末日 外構及びストックヤード棟の引渡し 2041年3月末日 事業終了</p>

番号	資料名	修正前	修正後																																																																																								
18	入札	<p>実施方針_別紙2の表に記載の以下の部分</p> <p>別紙2 町田市熱回収施設等(仮称)整備運営事業における市と民間事業者の業務範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務区分</th> <th rowspan="2">業務項目</th> <th rowspan="2">業務内容</th> <th colspan="2">業務範囲</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>市</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設整備業務</td> <td>設計</td> <td>計画通知(構造適合判定)費用負担</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1回目の申請は市が負担する。</td> </tr> <tr> <td>運転管理業務</td> <td>試運転・引渡し</td> <td>負荷運転を行うための処理対象物の提供に要する費用</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>試運転により発生する飛灰処理物、破碎不適物等の処分に要する費用</td> <td></td> <td>○</td> <td>受入先との協議は市が行う。</td> </tr> <tr> <td>有効利用業務</td> <td>エネルギー有効利用</td> <td>熱回収施設等(ストックヤード棟除く)の供用開始前の売電に係る事務手続き</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>売電収入</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	業務区分	業務項目	業務内容	業務範囲		備考	市	事業者	施設整備業務	設計	計画通知(構造適合判定)費用負担	○	○	1回目の申請は市が負担する。	運転管理業務	試運転・引渡し	負荷運転を行うための処理対象物の提供に要する費用		○				試運転により発生する飛灰処理物、破碎不適物等の処分に要する費用		○	受入先との協議は市が行う。	有効利用業務	エネルギー有効利用	熱回収施設等(ストックヤード棟除く)の供用開始前の売電に係る事務手続き	○					売電収入	○			<p>実施方針_別紙3の表に記載の以下に修正。</p> <p>別紙3 町田市熱回収施設等(仮称)整備運営事業における市と民間事業者の業務範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務区分</th> <th rowspan="2">業務項目</th> <th rowspan="2">業務内容</th> <th colspan="2">業務範囲</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>市</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用地整備業務</td> <td>事業用地準備</td> <td>東京都環境影響評価条例に基づく事後調査の実施</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>施設整備業務中は事業者、施設運営業務中は事業用地内における計測・調査は事業者、事業用地外における計測・調査は市の業務範囲とする。</td> </tr> <tr> <td>施設整備業務</td> <td>設計</td> <td>計画通知(構造適合判定)費用負担</td> <td></td> <td>○</td> <td>申請費用は、全額事業者負担とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建設</td> <td>特別高圧線引込工事</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転管理業務</td> <td>試運転・引渡し</td> <td>負荷運転を行うための処理対象物の提供に要する費用</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>試運転により発生する飛灰処理物、破碎不適物等の処分に要する費用</td> <td></td> <td>○</td> <td>受入先との協議は市が行う。</td> </tr> <tr> <td>有効利用業務</td> <td>エネルギー有効利用</td> <td>熱回収施設等(ストックヤード棟除く)の供用開始前の売電に係る事務手続き</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>売電収入</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>事業期間中の売電収入は、市と事業者への納付割合を1:2(市:事業者)とする。</td> </tr> </tbody> </table>	業務区分	業務項目	業務内容	業務範囲		備考	市	事業者	用地整備業務	事業用地準備	東京都環境影響評価条例に基づく事後調査の実施	○	○	施設整備業務中は事業者、施設運営業務中は事業用地内における計測・調査は事業者、事業用地外における計測・調査は市の業務範囲とする。	施設整備業務	設計	計画通知(構造適合判定)費用負担		○	申請費用は、全額事業者負担とする。		建設	特別高圧線引込工事	○			運転管理業務	試運転・引渡し	負荷運転を行うための処理対象物の提供に要する費用	○					試運転により発生する飛灰処理物、破碎不適物等の処分に要する費用		○	受入先との協議は市が行う。	有効利用業務	エネルギー有効利用	熱回収施設等(ストックヤード棟除く)の供用開始前の売電に係る事務手続き		○				売電収入	○	○	事業期間中の売電収入は、市と事業者への納付割合を1:2(市:事業者)とする。
		業務区分				業務項目	業務内容		業務範囲		備考																																																																																
市	事業者																																																																																										
施設整備業務	設計	計画通知(構造適合判定)費用負担	○	○	1回目の申請は市が負担する。																																																																																						
運転管理業務	試運転・引渡し	負荷運転を行うための処理対象物の提供に要する費用		○																																																																																							
		試運転により発生する飛灰処理物、破碎不適物等の処分に要する費用		○	受入先との協議は市が行う。																																																																																						
有効利用業務	エネルギー有効利用	熱回収施設等(ストックヤード棟除く)の供用開始前の売電に係る事務手続き	○																																																																																								
		売電収入	○																																																																																								
業務区分	業務項目	業務内容	業務範囲		備考																																																																																						
			市	事業者																																																																																							
用地整備業務	事業用地準備	東京都環境影響評価条例に基づく事後調査の実施	○	○	施設整備業務中は事業者、施設運営業務中は事業用地内における計測・調査は事業者、事業用地外における計測・調査は市の業務範囲とする。																																																																																						
施設整備業務	設計	計画通知(構造適合判定)費用負担		○	申請費用は、全額事業者負担とする。																																																																																						
	建設	特別高圧線引込工事	○																																																																																								
運転管理業務	試運転・引渡し	負荷運転を行うための処理対象物の提供に要する費用	○																																																																																								
		試運転により発生する飛灰処理物、破碎不適物等の処分に要する費用		○	受入先との協議は市が行う。																																																																																						
有効利用業務	エネルギー有効利用	熱回収施設等(ストックヤード棟除く)の供用開始前の売電に係る事務手続き		○																																																																																							
		売電収入	○	○	事業期間中の売電収入は、市と事業者への納付割合を1:2(市:事業者)とする。																																																																																						

番号	資料名	修正前	修正後																																				
19	入札	実施方針_別紙3の表に記載の以下の部分	実施方針_別紙4の表に記載の以下に修正。																																				
		別紙3 リスク分担表		別紙4 リスク分担表																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">期間</th> <th rowspan="2">リスク項目</th> <th rowspan="2">業務内容</th> <th colspan="2">分担</th> </tr> <tr> <th>市</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運営 段階</td> <td rowspan="3">余剰電力 売電収入 の変動</td> <td>電力会社の売電単価変更による余剰電力売電収入の変動リスク</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業者の事由による余剰電力売電収入の変動リスク</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>搬入する一般廃棄物等のごみ質・ごみ量の変動による余剰電力売電収入の変動リスク</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	期間	リスク項目	業務内容	分担		市	事業者	運営 段階	余剰電力 売電収入 の変動	電力会社の売電単価変更による余剰電力売電収入の変動リスク	○		事業者の事由による余剰電力売電収入の変動リスク		○	搬入する一般廃棄物等のごみ質・ごみ量の変動による余剰電力売電収入の変動リスク	○		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">期間</th> <th rowspan="2">リスク項目</th> <th rowspan="2">業務内容</th> <th colspan="2">分担</th> </tr> <tr> <th>市</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運営 段階</td> <td rowspan="3">余剰電力 売電収入 の変動</td> <td>電力会社の売電単価変更による余剰電力売電収入の変動リスク</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>事業者の事由による余剰電力売電収入の変動リスク</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>搬入する一般廃棄物等のごみ質・ごみ量の変動による余剰電力売電収入の変動リスク</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	期間	リスク項目	業務内容	分担		市	事業者	運営 段階	余剰電力 売電収入 の変動	電力会社の売電単価変更による余剰電力売電収入の変動リスク	○	○	事業者の事由による余剰電力売電収入の変動リスク		○	搬入する一般廃棄物等のごみ質・ごみ量の変動による余剰電力売電収入の変動リスク	○	
		期間				リスク項目	業務内容	分担																															
市	事業者																																						
運営 段階	余剰電力 売電収入 の変動	電力会社の売電単価変更による余剰電力売電収入の変動リスク	○																																				
		事業者の事由による余剰電力売電収入の変動リスク		○																																			
		搬入する一般廃棄物等のごみ質・ごみ量の変動による余剰電力売電収入の変動リスク	○																																				
期間	リスク項目	業務内容	分担																																				
			市	事業者																																			
運営 段階	余剰電力 売電収入 の変動	電力会社の売電単価変更による余剰電力売電収入の変動リスク	○	○																																			
		事業者の事由による余剰電力売電収入の変動リスク		○																																			
		搬入する一般廃棄物等のごみ質・ごみ量の変動による余剰電力売電収入の変動リスク	○																																				

要求水準書			
20	要求	<p>要求水準書_第1編_第1章_3. 事業方式・期間</p> <p>本事業は、事業者が熱回収施設等の整備運営を一括して受託するDBO (Design Build Operate) 方式により実施するものである。</p> <p>事業期間（整備運営期間）は、契約締結日から2041年3月末までとする。</p> <p>施設整備業務においては、市が実施する設備等移設工事が完了した後に工事に着手するものとし、原則、2017年7月以降に着手するものとする。</p> <p>熱回収施設等は、原則、2017年12月より工事着手し、造成工事を含めて概ね7年の工期とする。熱回収施設等の稼働開始後、既存施設の工場棟等解体撤去工事及び敷地全体の外構工事を行うものとし、概ね3年の工期とする。</p> <p>(1) 2016年12月 事業契約の締結及び施設整備業務着手</p> <p>(2) 2021年6月 <u>熱回収施設等（ストックヤード棟除く）の完成及び引渡し</u></p> <p>(3) 2021年7月 <u>熱回収施設等（ストックヤード棟除く）の供用開始</u></p> <p>(4) 2021年7月 既存施設の工場棟等の解体撤去工事、跡地整備工事（ストックヤード棟の整備工事、造成、外構工事等）着手</p> <p>(5) 2023年12月 <u>本事業の建設工事のしゅん工</u></p> <p>(6) 2041年3月 本事業の終了</p>	<p>要求水準書_第1編_第1章_3. 事業方式・期間</p> <p>本事業は、事業者が熱回収施設等の整備運営を一括して受託するDBO (Design Build Operate) 方式により実施するものである。</p> <p>事業期間（整備運営期間）は、契約締結日から2041年3月末までとする。</p> <p>施設整備業務においては、市が実施する設備等移設工事が完了した後に工事に着手するものとし、原則、2017年7月以降に着手するものとする。</p> <p>熱回収施設等は、原則、2017年12月より工事着手し、<u>2021年12月末日に熱回収施設等（ストックヤード棟除く）（以下「指定部分」という。）の完成及び部分引渡しを行い、造成工事を含めて概ね8年の工期とする。</u>熱回収施設等の稼働開始後、既存施設の工場棟等解体撤去工事及び敷地全体の外構工事を行うものとし、概ね3年の工期とする。</p> <p>(1) 2016年12月 事業契約の締結及び施設整備業務着手</p> <p>(2) 2021年12月末日 <u>指定部分の完成及び引渡し</u></p> <p>(3) 2022年1月 <u>指定部分の供用開始</u></p> <p>(4) 2022年1月 既存施設の工場棟等の解体撤去工事、跡地整備工事（ストックヤード棟の整備工事、造成、外構工事等）着手</p> <p>(5) 2024年6月末日 <u>施設整備業務の完了</u></p> <p>(6) 2041年3月末日 本事業の終了</p>
21	要求	<p>要求水準書_第1編_第2章_3. 都市計画等事項_(1)</p>	<p>要求水準書_第1編_第2章_3. 都市計画等事項_(1)</p> <p>以下の文章を追加。</p> <p><u>※工業地域へ変更後、建ぺい率・容積率・高度地区・防火地域の変更は行わない</u></p>

22	要求	<p>要求水準書_第1編_第2章_5. ユーティリティ条件の表に記載の以下の部分</p> <p style="text-align: center;">表-1-1 ユーティリティ条件</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 30%;">現状</th> <th style="width: 60%;">新規施設（熱回収施設等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">電気</td> <td>道路境界より構内に架空にて引き込まれている。(普通高圧受電)</td> <td>特別高圧方式（66kV、2回線）で地中にて引込を行う。なお、市は、特別高圧電線路との連系に係る送電設備の整備について、東京電力株式会社と事前協議を実施している。協議内容については、別添資料を参考とすること。 特別高圧線引込工事に係る工事費負担金については市の負担とする。 施設運営段階については、燃やせるごみの処理に伴って発生する余熱及びバイオガス化施設で製造した可燃性ガスを利用して発電した電気を熱回収施設等で有効利用する。 余剰電力は電力会社等に売電する。</td> </tr> </tbody> </table>		現状	新規施設（熱回収施設等）	電気	道路境界より構内に架空にて引き込まれている。(普通高圧受電)	特別高圧方式（66kV、2回線）で地中にて引込を行う。なお、市は、特別高圧電線路との連系に係る送電設備の整備について、東京電力株式会社と事前協議を実施している。協議内容については、別添資料を参考とすること。 特別高圧線引込工事に係る工事費負担金については市の負担とする。 施設運営段階については、燃やせるごみの処理に伴って発生する余熱及びバイオガス化施設で製造した可燃性ガスを利用して発電した電気を熱回収施設等で有効利用する。 余剰電力は電力会社等に売電する。	<p>要求水準書_第1編_第2章_5. ユーティリティ条件の表に記載の以下に修正。</p> <p style="text-align: center;">表-1-1 ユーティリティ条件</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 30%;">現状</th> <th style="width: 60%;">新規施設（熱回収施設等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">電気</td> <td>道路境界より構内に架空にて引き込まれている。(普通高圧受電)</td> <td>特別高圧方式（66kV、2回線）で地中にて引込を行う。なお、市は、特別高圧電線路との連系に係る送電設備の整備について、東京電力株式会社と事前協議を実施している。協議結果は、【別添Ⅰ-5-3:特別高圧線引込予定図】に示す通り。 なお、特別高圧線引込工事に係る工事費負担金については市の負担とする。 施設運営段階については、燃やせるごみの処理に伴って発生する余熱及びバイオガス化施設で製造した可燃性ガスを利用して発電した電気を熱回収施設等で有効利用する。 余剰電力は、<u>運営事業者が電力会社等に売電する。</u></td> </tr> </tbody> </table>		現状	新規施設（熱回収施設等）	電気	道路境界より構内に架空にて引き込まれている。(普通高圧受電)	特別高圧方式（66kV、2回線）で地中にて引込を行う。なお、市は、特別高圧電線路との連系に係る送電設備の整備について、東京電力株式会社と事前協議を実施している。協議結果は、【別添Ⅰ-5-3:特別高圧線引込予定図】に示す通り。 なお、特別高圧線引込工事に係る工事費負担金については市の負担とする。 施設運営段階については、燃やせるごみの処理に伴って発生する余熱及びバイオガス化施設で製造した可燃性ガスを利用して発電した電気を熱回収施設等で有効利用する。 余剰電力は、 <u>運営事業者が電力会社等に売電する。</u>
	現状	新規施設（熱回収施設等）													
電気	道路境界より構内に架空にて引き込まれている。(普通高圧受電)	特別高圧方式（66kV、2回線）で地中にて引込を行う。なお、市は、特別高圧電線路との連系に係る送電設備の整備について、東京電力株式会社と事前協議を実施している。協議内容については、別添資料を参考とすること。 特別高圧線引込工事に係る工事費負担金については市の負担とする。 施設運営段階については、燃やせるごみの処理に伴って発生する余熱及びバイオガス化施設で製造した可燃性ガスを利用して発電した電気を熱回収施設等で有効利用する。 余剰電力は電力会社等に売電する。													
	現状	新規施設（熱回収施設等）													
電気	道路境界より構内に架空にて引き込まれている。(普通高圧受電)	特別高圧方式（66kV、2回線）で地中にて引込を行う。なお、市は、特別高圧電線路との連系に係る送電設備の整備について、東京電力株式会社と事前協議を実施している。協議結果は、【別添Ⅰ-5-3:特別高圧線引込予定図】に示す通り。 なお、特別高圧線引込工事に係る工事費負担金については市の負担とする。 施設運営段階については、燃やせるごみの処理に伴って発生する余熱及びバイオガス化施設で製造した可燃性ガスを利用して発電した電気を熱回収施設等で有効利用する。 余剰電力は、 <u>運営事業者が電力会社等に売電する。</u>													
23	要求	<p>要求水準書_第1編_第2章_5. ユーティリティ条件に記載の以下の文章</p> <p>・<u>売電に伴う手続きは市が実施し、売電収入等も、市の収入として取り扱う。事業者は、市の売電に伴う手続きに必要な資料の作成に協力する。</u></p>	<p>要求水準書_第1編_第2章_5. ユーティリティ条件に記載の以下の文章に修正及び追加。</p> <p>・<u>受電引き込みにかかわる手続きは市が実施する。また、余剰電力の売電に係る契約は、運営事業者が電力事業者と直接契約し、売電による収入は運営事業者に帰属する。ただし、指定部分の供用開始から事業期間終了時までの期間において、売電による売り上げの3分の1に相当する金額を市に納付する。</u></p> <p>・<u>運営事業者は、より経済的に優れた条件で契約するように努めること。</u></p>												

24		<p>要求水準書_第1編_第2章_6. 提供資料</p>	<p>要求水準書_第1編_第2章_6. 提供資料 以下の項目を追加。</p> <p><u>(3) その他</u> 以下の資料については、本事業の各段階において、市から事業者へ貸与する。</p> <p>① <u>施設整備業務（設計段階）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>既存計量システムに関する資料</u></li> <li>・ <u>敷地内における直近の計画通知</u></li> </ul> <p>② <u>施設整備業務（建設段階）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>交差点及び道路改良工事 設計図書</u></li> </ul> <p>③ <u>施設運営業務</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>環境影響評価書</u></li> <li>・ <u>施設整備業務の完成図書</u></li> <li>・ <u>設備のソフトウェアに関する資料</u></li> <li>・ <u>市から業務を委託する企業の業務範囲・業務仕様に関する資料</u></li> <li>・ <u>市の直営業務範囲に関する資料</u></li> <li>・ <u>環境保全協定</u></li> <li>・ <u>地区連絡会等の設置要綱</u></li> </ul>																	
25	要求	<p>要求水準書_第1編_第3章_1.4. 市民が安全に生活できる安定的な運営</p> <p>(3) 市民が親しみを感じることができるよう、地域社会や地元企業に貢献できる運営とする。</p>	<p>要求水準書_第1編_第3章_1.4. 市民が安全に生活できる安定的な運営</p> <p>(3) 市民が親しみを感じることができるよう、地域社会や多摩地域内に本店（本社）を有する企業（以下「<u>地元企業</u>」という。）に貢献できる運営とする。</p>																	
26	要求	<p>要求水準書_第1編_第3章_2.1. 燃やせるごみ</p>	<p>要求水準書_第1編_第3章_2.1. 燃やせるごみ 以下の項目を追加。</p> <p><u>(4) メタン発酵残さ</u></p> <p><u>(5) 脱水汚泥</u></p>																	
27	要求	<p>要求水準書_第1編_第3章_7.1. 場内車両の車種及び台数の表に記載の以下の部分</p> <p style="text-align: center;">表-1-4 場内車両</p> <table border="1" data-bbox="336 1534 879 1709"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>車種</th> <th>台/日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">収集車両（可燃・粗大・資源）</td> <td>パッカー車（2t・4t）、トラック等、10tアームロール車</td> <td rowspan="2">約260台</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table>	用途	車種	台/日	収集車両（可燃・粗大・資源）	パッカー車（2t・4t）、トラック等、10tアームロール車	約260台		<p>要求水準書_第1編_第3章_7.1. 場内車両の車種及び台数の表に記載の以下に修正。</p> <p style="text-align: center;">表-1-4 場内車両</p> <table border="1" data-bbox="901 1534 1444 1709"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>車種</th> <th>台/日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">収集車両（可燃・粗大・資源）</td> <td><u>パッカー車（2t・4t）</u></td> <td><u>約250台</u></td> </tr> <tr> <td><u>トラック等</u></td> <td><u>約65台</u></td> </tr> <tr> <td><u>10tアームロール車</u></td> <td><u>約6台</u></td> </tr> </tbody> </table>	用途	車種	台/日	収集車両（可燃・粗大・資源）	<u>パッカー車（2t・4t）</u>	<u>約250台</u>	<u>トラック等</u>	<u>約65台</u>	<u>10tアームロール車</u>	<u>約6台</u>
用途	車種	台/日																		
収集車両（可燃・粗大・資源）	パッカー車（2t・4t）、トラック等、10tアームロール車	約260台																		
用途	車種	台/日																		
収集車両（可燃・粗大・資源）	<u>パッカー車（2t・4t）</u>	<u>約250台</u>																		
	<u>トラック等</u>	<u>約65台</u>																		
	<u>10tアームロール車</u>	<u>約6台</u>																		

28	要求	要求水準書_第1編_第3章_7.2.総職員数	要求水準書_第1編_第3章_7.2.総職員数														
		<p style="text-align: center;">表-1-5 総職員数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配置職員</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市事務局職員等</td> <td>約 200 人</td> </tr> <tr> <td>事業者職員</td> <td>事業者の【提案】による</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	配置職員	人数	市事務局職員等	約 200 人	事業者職員	事業者の【提案】による	合計	—	<p style="text-align: center;">表-1-5 総職員数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配置職員</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市事務局職員等</td> <td>約 200 人 <u>(内収集車両職員が約 70 人)</u></td> </tr> <tr> <td>事業者職員</td> <td>事業者の【提案】による</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	配置職員	人数	市事務局職員等	約 200 人 <u>(内収集車両職員が約 70 人)</u>	事業者職員	事業者の【提案】による
配置職員	人数																
市事務局職員等	約 200 人																
事業者職員	事業者の【提案】による																
合計	—																
配置職員	人数																
市事務局職員等	約 200 人 <u>(内収集車両職員が約 70 人)</u>																
事業者職員	事業者の【提案】による																
合計	—																
29	要求	要求水準書_第1編_第3章_9.1 土木・建築工事標準仕様書 (7) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(国土交通省)国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築設備設計基準」	要求水準書_第1編_第3章_9.1 土木・建築工事標準仕様書 (7) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築設備設計基準」														
30	要求	要求水準書_第1編_第3章_9.2 廃棄物処理施設関連法令等	要求水準書_第1編_第3章_9.2 廃棄物処理施設関連法令等 <u>(45) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> <u>(46) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律</u>														
31	要求	要求水準書_第1編_第3章_9.2 廃棄物処理施設関連法令等 <u>(45) 危険物の規制に関する政令</u> ～ <u>(55) 東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例</u>	要求水準書_第1編_第3章_9.2 廃棄物処理施設関連法令等 <u>(47) 危険物の規制に関する政令</u> ～ <u>(57) 東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例</u>														
32	要求	要求水準書_第1編_第3章_9.2 廃棄物処理施設関連法令等	要求水準書_第1編_第3章_9.2 廃棄物処理施設関連法令等 <u>(58) 東京都環境影響評価条例</u>														
33	要求	要求水準書_第1編_第3章_9.2 廃棄物処理施設関連法令等 <u>(56) 町田市住みよい街づくり条例</u> ～ <u>(86) 電気工作物の溶接に関する技術基準の解釈</u>	要求水準書_第1編_第3章_9.2 廃棄物処理施設関連法令等 <u>(59) 町田市住みよい街づくり条例</u> ～ <u>(89) 電気工作物の溶接に関する技術基準の解釈</u>														
34	要求	要求水準書_第1編_第3章_9.2 廃棄物処理施設関連法令等	要求水準書_第1編_第3章_9.2 廃棄物処理施設関連法令等 <u>(90) 情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書</u>														
35	要求	要求水準書_第1編_第3章_9.2 廃棄物処理施設関連法令等 <u>(87) その他関係法令、規格、規程、総理府令、通達</u>	要求水準書_第1編_第3章_9.2 廃棄物処理施設関連法令等 <u>(91) その他関係法令、規格、規程、総理府令、通達</u>														
36	要求	要求水準書_第2編_第1章_1.1.全体計画	要求水準書_第2編_第1章_1.1.全体計画 以下の項目を追加。  (2) 焼却処理により発生する熱エネルギーは、高効率発電(発電効率 17%以上)を行い、本施設で利用し、余剰電力は売電する。なお、エネルギー回収率(発電効率と熱利用率の和)は 19%以上とする。														

37	要求	<p>要求水準書_第2編_第1章_1.1. 全体計画</p> <p>(8) 施設内の見学者動線は、見学者が安全に見学できるよう配慮するとともに、ごみ処理の一連の流れが確認でき、<u>かつ自由に見学ができる工夫を施すものとする</u>。また、初めて来た見学者が熱回収施設等を良く理解・体感できることが重要であり、良好なスペース、臨場感等に留意する。特に、幼稚園児、小学生、障がい者等の幅広い来場者の見学を想定し、目線の高さなどについて配慮するものとする。以上を基本とし、詳細は事業者による【提案】とする。</p>	<p>要求水準書_第2編_第1章_1.1. 全体計画</p> <p>(9) 施設内の見学者動線は、見学者が安全に見学できるよう配慮するとともに、ごみ処理の一連の流れが確認できるものとする。また、初めて来た見学者が熱回収施設等を良く理解・体感できることが重要であり、良好なスペース、臨場感等に留意する。特に、幼稚園児、小学生、障がい者等の幅広い来場者の見学を想定し、目線の高さなどについて配慮するものとする。以上を基本とし、詳細は事業者による【提案】とする。</p>																																																		
38	要求	<p>要求水準書_第2編_第2章_1. 使用材料規格及び使用材質</p> <p>(10) 本工事に使用する資材、技能（労力）等は、地元で産出、生産又は製造される資材等（地元で産出、生産、製造されない場合は、<u>市内の業者</u>が販売する資材等を含む。）及び市内業者で施工できる技能（労力）等で規格品質、価格、技能等が適正である場合は、これを優先して使用するものとする。詳細は事業者による【提案】とする。</p>	<p>要求水準書_第2編_第2章_1. 使用材料規格及び使用材質</p> <p>(10) 本工事に使用する資材、技能（労力）等は、<u>多摩地域（以下「地元」という。）</u>で産出、生産又は製造される資材等（地元で産出、生産、製造されない場合は、<u>町田市内に本店（本社）を有する企業（以下、「市内業者」という。）</u>が販売する資材等を含む。）及び市内業者で施工できる技能（労力）等で規格品質、価格、技能等が適正である場合は、これを優先して使用するものとする。詳細は事業者による【提案】とする。</p>																																																		
39	要求	<p>要求水準書_第2編_第3章_1.2. 性能保証事項の表に記載の以下の部分</p> <p style="text-align: center;">表-2-1 性能保証事項と試験方法 (熱回収施設（焼却施設）)</p> <table border="1" data-bbox="336 1178 879 1935"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th colspan="2">性能保証事項</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>保証値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>用役（電力、燃料、水、薬剤等）</td> <td>実施設計図書にて記載した使用量（電気及び燃料については <u>20%以内とする。</u>）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">15</td> <td>炉室内温度</td> <td><u>43℃以下</u> 外気温度 33℃において</td> </tr> <tr> <td>炉室内局部温度</td> <td><u>48℃以下</u> において</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">16</td> <td>電気関係諸室内温度</td> <td><u>40℃以下</u> 外気温度 33℃において</td> </tr> <tr> <td>電気関係諸室内局部温度</td> <td><u>44℃以下</u> において</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">17</td> <td>機械関係諸室内温度</td> <td><u>42℃以下</u> 外気温度 33℃において</td> </tr> <tr> <td>機械関係諸室内局部温度</td> <td><u>48℃以下</u> において</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>その他市が必要と認めるもの。</td> <td>エネルギー回収率 19%以上（<u>事業者により【提案】があった場合にはその提案値とする</u>）</td> </tr> </tbody> </table>	No	性能保証事項		項目	保証値	13	用役（電力、燃料、水、薬剤等）	実施設計図書にて記載した使用量（電気及び燃料については <u>20%以内とする。</u> ）	15	炉室内温度	<u>43℃以下</u> 外気温度 33℃において	炉室内局部温度	<u>48℃以下</u> において	16	電気関係諸室内温度	<u>40℃以下</u> 外気温度 33℃において	電気関係諸室内局部温度	<u>44℃以下</u> において	17	機械関係諸室内温度	<u>42℃以下</u> 外気温度 33℃において	機械関係諸室内局部温度	<u>48℃以下</u> において	20	その他市が必要と認めるもの。	エネルギー回収率 19%以上（ <u>事業者により【提案】があった場合にはその提案値とする</u> ）	<p>要求水準書_第2編_第3章_1.2. 性能保証事項の表に記載の以下に修正。</p> <p style="text-align: center;">表-2-1 性能保証事項と試験方法 (熱回収施設（焼却施設）)</p> <table border="1" data-bbox="901 1178 1444 1935"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th colspan="2">性能保証事項</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>保証値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>用役（電力、燃料、水、薬剤等）</td> <td>実施設計図書にて記載した使用量（電気及び燃料については <u>実施設計図書にて記載した使用量の 120%以内とする。</u>）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">15</td> <td>炉室内温度</td> <td><u>40℃以下</u> 外気温度 33℃において</td> </tr> <tr> <td>炉室内局部温度</td> <td><u>46℃以下</u> において</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>電気関係諸室内温度</td> <td><u>室の平均温度は 28℃以下</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">17</td> <td>機械関係諸室内温度</td> <td><u>40℃以下</u> 外気温度 33℃において</td> </tr> <tr> <td>機械関係諸室内局部温度</td> <td><u>46℃以下</u> において</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>その他市が必要と認めるもの。</td> <td>エネルギー回収率 19%以上（<u>但し、発電効率は 17%以上を確保する</u>）</td> </tr> </tbody> </table>	No	性能保証事項		項目	保証値	13	用役（電力、燃料、水、薬剤等）	実施設計図書にて記載した使用量（電気及び燃料については <u>実施設計図書にて記載した使用量の 120%以内とする。</u> ）	15	炉室内温度	<u>40℃以下</u> 外気温度 33℃において	炉室内局部温度	<u>46℃以下</u> において	16	電気関係諸室内温度	<u>室の平均温度は 28℃以下</u>	17	機械関係諸室内温度	<u>40℃以下</u> 外気温度 33℃において	機械関係諸室内局部温度	<u>46℃以下</u> において	20	その他市が必要と認めるもの。	エネルギー回収率 19%以上（ <u>但し、発電効率は 17%以上を確保する</u> ）
No	性能保証事項																																																				
	項目	保証値																																																			
13	用役（電力、燃料、水、薬剤等）	実施設計図書にて記載した使用量（電気及び燃料については <u>20%以内とする。</u> ）																																																			
15	炉室内温度	<u>43℃以下</u> 外気温度 33℃において																																																			
	炉室内局部温度	<u>48℃以下</u> において																																																			
16	電気関係諸室内温度	<u>40℃以下</u> 外気温度 33℃において																																																			
	電気関係諸室内局部温度	<u>44℃以下</u> において																																																			
17	機械関係諸室内温度	<u>42℃以下</u> 外気温度 33℃において																																																			
	機械関係諸室内局部温度	<u>48℃以下</u> において																																																			
20	その他市が必要と認めるもの。	エネルギー回収率 19%以上（ <u>事業者により【提案】があった場合にはその提案値とする</u> ）																																																			
No	性能保証事項																																																				
	項目	保証値																																																			
13	用役（電力、燃料、水、薬剤等）	実施設計図書にて記載した使用量（電気及び燃料については <u>実施設計図書にて記載した使用量の 120%以内とする。</u> ）																																																			
15	炉室内温度	<u>40℃以下</u> 外気温度 33℃において																																																			
	炉室内局部温度	<u>46℃以下</u> において																																																			
16	電気関係諸室内温度	<u>室の平均温度は 28℃以下</u>																																																			
17	機械関係諸室内温度	<u>40℃以下</u> 外気温度 33℃において																																																			
	機械関係諸室内局部温度	<u>46℃以下</u> において																																																			
20	その他市が必要と認めるもの。	エネルギー回収率 19%以上（ <u>但し、発電効率は 17%以上を確保する</u> ）																																																			
40	要求	要求水準書_第2編_第3章_1.2. 性能保証事項	要求水準書_第2編_第3章_1.2. 性能保証事項																																																		

		<p>の表に記載の以下の部分</p> <p>表-2-2 性能保証事項と試験方法 (バイオガス化施設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th colspan="2">性能保証事項</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>保証値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">9</td> <td>電気関係諸室内温度</td> <td>40℃以下 外気温度 33℃に おいて</td> </tr> <tr> <td>電気関係所室内局部 温度</td> <td>44℃以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10</td> <td>機械関係諸室内温度</td> <td>42℃以下</td> </tr> <tr> <td>機械関係諸室内局部 温度</td> <td>48℃以下</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>用役(電力、燃料、水、 薬剤等)</td> <td>実施設計図書にて記載した 使用量(電気及び燃料につ いては <u>20%</u>以内とする。)</td> </tr> </tbody> </table>	No	性能保証事項		項目	保証値	9	電気関係諸室内温度	40℃以下 外気温度 33℃に おいて	電気関係所室内局部 温度	44℃以下	10	機械関係諸室内温度	42℃以下	機械関係諸室内局部 温度	48℃以下	12	用役(電力、燃料、水、 薬剤等)	実施設計図書にて記載した 使用量(電気及び燃料につ いては <u>20%</u> 以内とする。)	<p>の表に記載の以下に修正。</p> <p>表-2-2 性能保証事項と試験方法 (バイオガス化施設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th colspan="2">性能保証事項</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>保証値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9</td> <td>電気関係諸室内温度</td> <td>室の平均温度は <u>28℃</u>以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10</td> <td>機械関係諸室内温度</td> <td>40℃以下 外気温度 33℃に おいて</td> </tr> <tr> <td>機械関係諸室内局部 温度</td> <td>46℃以下</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>用役(電力、燃料、水、 薬剤等)</td> <td>実施設計図書にて記載した 使用量(電気及び燃料につ いては <u>実施設計図書にて記 載した使用量の 120%</u>以内 とする。)</td> </tr> </tbody> </table>	No	性能保証事項		項目	保証値	9	電気関係諸室内温度	室の平均温度は <u>28℃</u> 以下	10	機械関係諸室内温度	40℃以下 外気温度 33℃に おいて	機械関係諸室内局部 温度	46℃以下	12	用役(電力、燃料、水、 薬剤等)	実施設計図書にて記載した 使用量(電気及び燃料につ いては <u>実施設計図書にて記 載した使用量の 120%</u> 以内 とする。)
No	性能保証事項																																				
	項目	保証値																																			
9	電気関係諸室内温度	40℃以下 外気温度 33℃に おいて																																			
	電気関係所室内局部 温度	44℃以下																																			
10	機械関係諸室内温度	42℃以下																																			
	機械関係諸室内局部 温度	48℃以下																																			
12	用役(電力、燃料、水、 薬剤等)	実施設計図書にて記載した 使用量(電気及び燃料につ いては <u>20%</u> 以内とする。)																																			
No	性能保証事項																																				
	項目	保証値																																			
9	電気関係諸室内温度	室の平均温度は <u>28℃</u> 以下																																			
10	機械関係諸室内温度	40℃以下 外気温度 33℃に おいて																																			
	機械関係諸室内局部 温度	46℃以下																																			
12	用役(電力、燃料、水、 薬剤等)	実施設計図書にて記載した 使用量(電気及び燃料につ いては <u>実施設計図書にて記 載した使用量の 120%</u> 以内 とする。)																																			
41	要求	<p>要求水準書_第2編_第3章_1.2.性能保証事項 の表に記載の以下の部分</p> <p>表-2-3 性能保証事項と試験方法 (不燃・粗大ごみ処理施設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th colspan="2">性能保証事項</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>保証値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">10</td> <td>電気関係諸室内温度</td> <td>40℃以下 外気温度 33℃に おいて</td> </tr> <tr> <td>電気関係所室内局部 温度</td> <td>44℃以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">11</td> <td>機械関係諸室内温度</td> <td>42℃以下</td> </tr> <tr> <td>機械関係諸室内局部 温度</td> <td>48℃以下</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>用役(電力、燃料、水、 薬剤等)</td> <td>実施設計図書にて記載した 使用量(電気及び燃料につ いては <u>20%</u>以内とする。)</td> </tr> </tbody> </table>	No	性能保証事項		項目	保証値	10	電気関係諸室内温度	40℃以下 外気温度 33℃に おいて	電気関係所室内局部 温度	44℃以下	11	機械関係諸室内温度	42℃以下	機械関係諸室内局部 温度	48℃以下	13	用役(電力、燃料、水、 薬剤等)	実施設計図書にて記載した 使用量(電気及び燃料につ いては <u>20%</u> 以内とする。)	<p>要求水準書_第2編_第3章_1.2.性能保証事項 の表に記載の以下に修正。</p> <p>表-2-3 性能保証事項と試験方法 (不燃・粗大ごみ処理施設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th colspan="2">性能保証事項</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>保証値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10</td> <td>電気関係諸室内温度</td> <td>室の平均温度は <u>28℃</u>以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">11</td> <td>機械関係諸室内温度</td> <td>40℃以下 外気温度 33℃に おいて</td> </tr> <tr> <td>機械関係諸室内局部 温度</td> <td>46℃以下</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>用役(電力、燃料、水、 薬剤等)</td> <td>実施設計図書にて記載した 使用量(電気及び燃料につ いては <u>実施設計図書にて記 載した使用量の 120%</u>以内 とする。)</td> </tr> </tbody> </table>	No	性能保証事項		項目	保証値	10	電気関係諸室内温度	室の平均温度は <u>28℃</u> 以下	11	機械関係諸室内温度	40℃以下 外気温度 33℃に おいて	機械関係諸室内局部 温度	46℃以下	13	用役(電力、燃料、水、 薬剤等)	実施設計図書にて記載した 使用量(電気及び燃料につ いては <u>実施設計図書にて記 載した使用量の 120%</u> 以内 とする。)
No	性能保証事項																																				
	項目	保証値																																			
10	電気関係諸室内温度	40℃以下 外気温度 33℃に おいて																																			
	電気関係所室内局部 温度	44℃以下																																			
11	機械関係諸室内温度	42℃以下																																			
	機械関係諸室内局部 温度	48℃以下																																			
13	用役(電力、燃料、水、 薬剤等)	実施設計図書にて記載した 使用量(電気及び燃料につ いては <u>20%</u> 以内とする。)																																			
No	性能保証事項																																				
	項目	保証値																																			
10	電気関係諸室内温度	室の平均温度は <u>28℃</u> 以下																																			
11	機械関係諸室内温度	40℃以下 外気温度 33℃に おいて																																			
	機械関係諸室内局部 温度	46℃以下																																			
13	用役(電力、燃料、水、 薬剤等)	実施設計図書にて記載した 使用量(電気及び燃料につ いては <u>実施設計図書にて記 載した使用量の 120%</u> 以内 とする。)																																			
42	要求	<p>要求水準書_第2編_第4章_1.2.施工のかし担保</p> <p>(1) 建築工事関係(建築機械設備、建築電気設備を含 む。) 引渡し後、2年間とする。ただし、防水・防食等につ いては、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルト防水 10年保証</li> <li>・合成高分子ルーフィング防水 10年保証</li> <li>・塗膜防水 10年保証</li> <li>・躯体防水 10年保証</li> <li>・仕上塗材吹き付け 5年保証</li> </ul>	<p>要求水準書_第2編_第4章_1.2.施工のかし担保</p> <p>(1) 建築工事関係(建築機械設備、建築電気設備を含 む。) 引渡し後、2年間とする。ただし、防水・防食等につ いては、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルト防水 10年保証</li> <li>・合成高分子ルーフィング防水 10年保証</li> <li>・塗膜防水 10年保証</li> <li>・躯体防水 10年保証</li> <li>・仕上塗材吹き付け 5年保証</li> </ul>																																		

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・シーリング材 5年保証</li> <li>・水槽類の防食層 10年保証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シーリング材 5年保証</li> <li>・水槽類の防水層 10年保証</li> <li>・ビット類の防食層 10年保証</li> </ul>																								
43	要求	<p>要求水準書_第2編_第5章_1.2. 一般事項 (建築)</p> <p>(1) 意匠 熱回収施設等の外観及び内観における意匠の考え方は【別添Ⅱ-1:建築計画図(参考)】及び以下の2つのデザイン方針に基づいたデザイン及び材料、色彩とし、特に外観については、敷地周辺の丘陵・緑地を取入れ、工場のイメージを感じさせないデザインとする。詳細については事業者による【提案】とする。</p> <p>ただし、提案時に煙突を含む外装デザインを示す立面図を3案【提案】し、その内、推奨案とする1案の外観パースを作成する。3案のデザインコンセプトは同一とし、平面計画に大きな差が無いものとする。事業者決定後、概ね6ヶ月以内において市と協議の上、<u>最終決定</u>するものとする。</p>	<p>要求水準書_第2編_第5章_1.2. 一般事項 (建築)</p> <p>(1) 意匠 熱回収施設等の外観及び内観における意匠の考え方は【別添Ⅱ-1:建築計画図(参考)】及び以下の2つのデザイン方針に基づいたデザイン及び材料、色彩とし、特に外観については、敷地周辺の丘陵・緑地を取入れ、工場のイメージを感じさせないデザインとする。詳細については事業者による【提案】とする。</p> <p>ただし、提案時に煙突を含む外装デザインを示す立面図を3案【提案】し、その内、推奨案とする1案の外観パースを作成する。3案のデザインコンセプトは同一とし、平面計画に大きな差が無いものとする。事業者決定後、概ね6ヶ月以内において<u>提案された3案について市と協議の上、1案に決定</u>するものとする。</p>																								
44	要求	<p>要求水準書_第2編_第6章_1.2._(1)設備概要に記載の以下の文章</p> <p>・発生蒸気は、現在、場内利用、町田市立室内プール、花の家、ふれあい桜館に低圧蒸気を提供しており、新施設稼動後も町田市立室内プールに供給する。なお、<u>供給余力が見込まれる場合は、</u>温浴施設等への新規供給が行われる可能性がある。</p>	<p>要求水準書_第2編_第6章_1.2._(1)設備概要に記載の以下の文章に修正。</p> <p>・発生蒸気は、現在、場内利用、町田市立室内プール、花の家、ふれあい桜館に低圧蒸気を提供しており、新施設稼動後も町田市立室内プールに供給する。なお、温浴施設等への新規供給が行われる可能性があるが、<u>供給蒸気量の変更及びそれに伴う発電量の変更等については市と協議を行うものとする。</u></p>																								
45	要求	<p>要求水準書_第2編_第6章_1.2._(6)余熱利用設備</p> <p>余熱利用設備については、以下の機能を更に良くすることを前提に、事業者の技術的ノウハウを活かすものとする。詳細については事業者による【提案】とする。</p> <p>エネルギー回収率については、エネルギー回収型廃棄物処理施設の交付要件に基づき、<u>19%以上とする。なお、交付要件以上の発電効率が達成可能な場合には、事業者による【提案】の発電効率とする。</u>ただし、高効率エネルギー回収(エネルギー回収率19%以上)の範囲において蒸気を利用せずに白煙が見えないようにする方策がある場合には事業者から【提案】を行うこと。</p>	<p>要求水準書_第2編_第6章_1.2._(6)余熱利用設備</p> <p>余熱利用設備については、以下の機能を更に良くすることを前提に、事業者の技術的ノウハウを活かすものとする。詳細については事業者による【提案】とする。</p> <p>エネルギー回収率については、エネルギー回収型廃棄物処理施設の交付要件に基づき、<u>19%以上とし、発電効率については17%以上を確保する。</u>ただし、高効率エネルギー回収(エネルギー回収率19%以上)の範囲において蒸気を利用せずに白煙が見えないようにする方策がある場合には事業者から【提案】を行うこと。</p>																								
46	要求	<p>要求水準書_第2編_第6章_1.2._(6)余熱利用設備_③</p> <p>表-2-5 余熱供給状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>町田市立室内プール</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間総需要量 (2012年度実績)</td> <td>5,849</td> <td>t/年</td> </tr> <tr> <td>年間最大需要量 (GJ/h)</td> <td>201,333</td> <td>GJ/h</td> </tr> <tr> <td>熱交換器装置容量</td> <td>407</td> <td>kW</td> </tr> </tbody> </table>		町田市立室内プール	単位	年間総需要量 (2012年度実績)	5,849	t/年	年間最大需要量 (GJ/h)	201,333	GJ/h	熱交換器装置容量	407	kW	<p>要求水準書_第2編_第6章_1.2._(6)余熱利用設備_③</p> <p>表-2-5 余熱供給状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>町田市立室内プール</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間蒸気総供給量 (2014年度実績)</td> <td>5,849</td> <td>t/年</td> </tr> <tr> <td>年間最大供給熱量</td> <td>約19,000</td> <td>GJ/年</td> </tr> <tr> <td>熱交換器装置容量</td> <td>407</td> <td>kW</td> </tr> </tbody> </table>		町田市立室内プール	単位	年間蒸気総供給量 (2014年度実績)	5,849	t/年	年間最大供給熱量	約19,000	GJ/年	熱交換器装置容量	407	kW
	町田市立室内プール	単位																									
年間総需要量 (2012年度実績)	5,849	t/年																									
年間最大需要量 (GJ/h)	201,333	GJ/h																									
熱交換器装置容量	407	kW																									
	町田市立室内プール	単位																									
年間蒸気総供給量 (2014年度実績)	5,849	t/年																									
年間最大供給熱量	約19,000	GJ/年																									
熱交換器装置容量	407	kW																									

47	要求	<p>要求水準書_第2編_第6章_2.2._(2)受入れ・供給設備に記載の以下の文章</p> <p>④ 生ごみピット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有効貯留容量は、<u>7日分以上</u>を確保するものとする。</li> </ul> <p>⑤ 生ごみクレーン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみクレーンは1基設置し、運転はクレーン操作室から遠隔操作により行い、半自動・手動運転が可能であること。<u>なお、クレーン作動範囲はごみピット全域に反映させること。</u></li> </ul>	<p>要求水準書_第2編_第6章_2.2._(2)受入れ・供給設備に記載の以下の文章に修正。</p> <p>④ 生ごみピット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有効貯留容量は<u>事業者による【提案】とし、機器メンテナンス等を考慮した必要貯留日数を確保するものとする。</u></li> </ul> <p>⑤ 生ごみクレーン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみクレーンは1基設置し、運転はクレーン操作室から遠隔操作により行い、半自動・手動運転が可能であること。<u>ただし、クレーンの運転性能や運用の面で支障がないことを示した上で、熱回収施設用ごみクレーンとの兼用とすることも可能。</u></li> </ul>
48	要求	<p>要求水準書_第2編_第6章_2.2._(3)前処理設備に記載の以下の文章</p> <p>② 選別装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転終了後、<u>自動洗浄ができるものとし、洗浄装置等を設けること。</u></li> </ul>	<p>要求水準書_第2編_第6章_2.2._(3)前処理設備に記載の以下の文章に修正。</p> <p>② 選別装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転終了後に行う装置内部清掃の方法については、<u>事業者にて【提案】すること。</u></li> </ul>
49	要求	<p>要求水準書_第2編_第6章_2.2._(4)メタン発酵設備に記載の以下の文章</p> <p>① 発酵槽</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・槽内配管及び槽内取付け金具類は<u>全て耐食性材質とすること。</u></li> <li>・槽内は<u>防食施工とすること。</u></li> </ul> <p>② 発酵槽攪拌装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>耐食性、耐久性を考慮した材質及び設計とすること。</u></li> </ul>	<p>要求水準書_第2編_第6章_2.2._(4)メタン発酵設備に記載の以下の文章に修正。</p> <p>① 発酵槽</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・槽内配管及び槽内取付け金具類は、<u>腐食が発生しないことを前提とし、材質については事業者による【提案】とする。</u></li> <li>・槽内は<u>腐食が発生しないことを前提とし、材質については事業者による【提案】とする。</u></li> </ul> <p>② 発酵槽攪拌装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>腐食が発生しないことを前提とし、材質及び設計については事業者による【提案】とする。</u></li> </ul>
50	要求	<p>要求水準書_第2編_第6章_2.2._(5)バイオガス利用設備に記載の以下の文章</p> <p>① 脱硫設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本体、配管及び取付け金具類は<u>全て耐食性材質とすること。</u></li> </ul> <p>② ガス貯留設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本体、配管及び取付け金具類は<u>全て耐食性材質とすること。</u></li> <li>・予備管を設置すること。</li> </ul>	<p>要求水準書_第2編_第6章_2.2._(5)バイオガス利用設備に記載の以下の文章に修正。</p> <p>① 脱硫設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本体、配管及び取付け金具類は、<u>腐食が発生しないことを前提とし、材質については事業者による【提案】とする。</u></li> </ul> <p>② ガス貯留設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本体、配管及び取付け金具類は、<u>腐食が発生しないことを前提とし、材質については事業者による【提案】とする。</u></li> <li>・<u>将来的なバイオガス利用先追加の可能性を考慮し、ガス配管用の予備管台を1箇所設置すること。</u></li> </ul>

		④ バイオガス利用設備 ( <u>ガスタービンまたはガス機関発電機</u> )	④ バイオガス利用設備 ( <u>ガス機関発電設備等</u> )
51	要求	<p>要求水準書_第2編_第6章_3.2._(1)設備概要に記載の以下の文章</p> <p>・粗大ごみは再生可能品を、燃やせないごみは硬質プラスチック、小型家電、鉄類を選別場所で分別・手選別し、その他の燃やせないごみ・粗大ごみは回転破碎・選別した後、木質系はチップとして選別を行ないその他の燃やせるごみ残さは可燃物コンベヤで他の可燃物とともに熱回収施設（焼却施設）ごみピットに搬送する。</p>	<p>要求水準書_第2編_第6章_3.2._(1)設備概要に記載の以下の文章に修正。</p> <p>・粗大ごみは再生可能品を、燃やせないごみは硬質プラスチック、小型家電、鉄類を選別場所で分別・手選別し、その他の燃やせないごみ・粗大ごみは回転破碎・選別した後、木質系の選別回収方法は事業者による【提案】とし、その他の燃やせるごみ残さは可燃物コンベヤで他の可燃物とともに熱回収施設（焼却施設）ごみピットに搬送する。</p>
52	要求	<p>要求水準書_第2編_第7章_1.1._(3)工事内容・範囲に記載の以下の文章</p> <p>① 町田リサイクル文化センター管理棟ほか解体工事 ・建築物・工作物等の解体 既存管理棟、花の家、<u>作業棟</u>、温室（2棟）の敷地内建築物・工作物。（基礎及び基礎杭含む）</p> <p>・関連設備類 既存管理棟、花の家、<u>作業棟</u>、温室に係る機械設備及びダクト・配管類、電気計装類、埋設配管・ピット類の全ての撤去。</p> <p>② 町田リサイクル文化センター工場棟解体工事 ・建築物・工作物等の解体 既存工場棟、煙突、計量棟A、計量棟B、洗車棟A、洗車棟Bの敷地内建築物・工作物。（基礎及び基礎杭含む）</p> <p>・プラント・関連設備類 既存工場棟、計量棟A、計量棟B、洗車棟に係る機械設備及びダクト・配管類、電気計装類の全ての撤去。</p>	<p>要求水準書_第2編_第7章_1.1._(3)工事内容・範囲に記載の以下の文章に修正。</p> <p>① 町田リサイクル文化センター管理棟ほか解体工事 ・建築物・工作物等の解体 既存管理棟、花の家、<u>作業施設（作業棟）</u>、温室（2棟）、<u>渡り廊下（2棟）</u>、<u>スプリンクラーポンプ室、物置A～D</u>の敷地内建築物・工作物。（基礎及び基礎杭含む）</p> <p>・関連設備類 既存管理棟、花の家、<u>作業施設（作業棟）</u>、<u>温室（2棟）</u>、<u>渡り廊下（2棟）</u>、<u>スプリンクラーポンプ室、物置A～D</u>に係る機械設備及びダクト・配管類、電気計装類、埋設配管・ピット類の全ての撤去。</p> <p>② 町田リサイクル文化センター工場棟解体工事 ・建築物・工作物等の解体 既存工場棟、煙突、計量棟A、計量棟B、洗車棟A、洗車棟B、<u>危険物貯蔵庫、廃棄物積替所、便所、容器包装プラベール保管倉庫</u>の敷地内建築物・工作物。（基礎及び基礎杭含む）</p> <p>・プラント・関連設備類 既存工場棟、計量棟A、計量棟B、洗車棟A、<u>洗車棟B、危険物貯蔵庫、廃棄物積替所、便所、容器包装プラベール保管倉庫</u>に係る機械設備及びダクト・配管類、電気計装類の全ての撤去。</p>

53	要求	<p>要求水準書_第2編_第7章_1.1._ (5)主要解体対象施設概要（建築物）</p> <p>① 既存管理棟</p> <p style="text-align: center;">表-2-8 既存管理棟概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造</td> <td>鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造</td> </tr> <tr> <td>階数</td> <td>地上3階+塔屋1階（1F, 2F, 3F, RF）</td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>コンクリート打ち放しの上、吹付タイル</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>コンクリート打ち放しの上、保護断熱アスファルト防水</td> </tr> <tr> <td>建築面積</td> <td>7469.90 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>延べ面積</td> <td>7469.90 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造	階数	地上3階+塔屋1階（1F, 2F, 3F, RF）	外壁	コンクリート打ち放しの上、吹付タイル	屋根	コンクリート打ち放しの上、保護断熱アスファルト防水	建築面積	7469.90 m <sup>2</sup>	延べ面積	7469.90 m <sup>2</sup>	<p>要求水準書_第2編_第7章_1.1._ (5)主要解体対象施設概要（建築物）</p> <p>① 既存管理棟</p> <p style="text-align: center;">表-2-8 既存管理棟概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造</td> <td>鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造</td> </tr> <tr> <td>階数</td> <td>地上3階+塔屋1階（1F, 2F, 3F, RF）</td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>コンクリート打ち放しの上、吹付タイル</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>コンクリート打ち放しの上、保護断熱アスファルト防水</td> </tr> <tr> <td>建築面積</td> <td>5093.43 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>延べ面積</td> <td>7469.90 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>要管理対象物質</td> <td>吸収式冷凍機に熱媒体油（パーレルサームを使用）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造	階数	地上3階+塔屋1階（1F, 2F, 3F, RF）	外壁	コンクリート打ち放しの上、吹付タイル	屋根	コンクリート打ち放しの上、保護断熱アスファルト防水	建築面積	5093.43 m <sup>2</sup>	延べ面積	7469.90 m <sup>2</sup>	要管理対象物質	吸収式冷凍機に熱媒体油（パーレルサームを使用）
項目	内容																																
構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造																																
階数	地上3階+塔屋1階（1F, 2F, 3F, RF）																																
外壁	コンクリート打ち放しの上、吹付タイル																																
屋根	コンクリート打ち放しの上、保護断熱アスファルト防水																																
建築面積	7469.90 m <sup>2</sup>																																
延べ面積	7469.90 m <sup>2</sup>																																
項目	内容																																
構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造																																
階数	地上3階+塔屋1階（1F, 2F, 3F, RF）																																
外壁	コンクリート打ち放しの上、吹付タイル																																
屋根	コンクリート打ち放しの上、保護断熱アスファルト防水																																
建築面積	5093.43 m <sup>2</sup>																																
延べ面積	7469.90 m <sup>2</sup>																																
要管理対象物質	吸収式冷凍機に熱媒体油（パーレルサームを使用）																																
54	要求	<p>要求水準書_第2編_第7章_1.1._ (5)主要解体対象施設概要（建築物）</p>	<p>要求水準書_第2編_第7章_1.1._ (5)主要解体対象施設概要（建築物）</p> <p>以下の表を追加。</p> <p>⑥ 渡り廊下</p> <p style="text-align: center;">表-2-13 渡り廊下概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造</td> <td>鉄骨造</td> </tr> <tr> <td>階数</td> <td>地上1階</td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>折板（0.8mm鋼板）葺</td> </tr> <tr> <td>建築面積</td> <td>18.00 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>⑦ 渡り廊下</p> <p style="text-align: center;">表-2-14 渡り廊下概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造</td> <td>鉄骨造</td> </tr> <tr> <td>階数</td> <td>地上1階</td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>折板（0.8mm鋼板）葺</td> </tr> <tr> <td>建築面積</td> <td>12.87 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>⑬ 危険物貯蔵庫</p> <p style="text-align: center;">表-2-20 危険物貯蔵庫概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	構造	鉄骨造	階数	地上1階	外壁	なし	屋根	折板（0.8mm鋼板）葺	建築面積	18.00 m <sup>2</sup>	項目	内容	構造	鉄骨造	階数	地上1階	外壁	なし	屋根	折板（0.8mm鋼板）葺	建築面積	12.87 m <sup>2</sup>	項目	内容				
項目	内容																																
構造	鉄骨造																																
階数	地上1階																																
外壁	なし																																
屋根	折板（0.8mm鋼板）葺																																
建築面積	18.00 m <sup>2</sup>																																
項目	内容																																
構造	鉄骨造																																
階数	地上1階																																
外壁	なし																																
屋根	折板（0.8mm鋼板）葺																																
建築面積	12.87 m <sup>2</sup>																																
項目	内容																																

構造	補強コンクリートブロック造
階数	地上1階
外壁	コンクリートブロック
屋根	波型石綿スレート葺
建築面積	36.12 m <sup>2</sup>
延べ面積	36.12 m <sup>2</sup>

⑭ 廃棄物積替所

表-2-21 廃棄物積替所概要

項目	内容
構造	鉄骨造
階数	地上1階
外壁	窯業系サイディング
屋根	折板葺
建築面積	52.99 m <sup>2</sup>
延べ面積	52.99 m <sup>2</sup>

⑮ スプリンクラーポンプ室

表-2-22 スプリンクラーポンプ室概要

項目	内容
構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上1階
外壁	コンクリート打放しの上、吹付タイル
屋根	コンクリート打ち放しの上露出防水
建築面積	10.66 m <sup>2</sup>
延べ面積	10.66 m <sup>2</sup>

⑯ 物置 A

表-2-23 物置 A 概要

項目	内容
構造	鉄骨造
階数	地上1階
外壁	折板
屋根	折板
建築面積	9.13 m <sup>2</sup>
延べ面積	9.13 m <sup>2</sup>

⑰ 物置 B

表-2-24 物置 B 概要

項目	内容
構造	鉄骨造
階数	地上1階

外壁	折板
屋根	折板
建築面積	10.58 m <sup>2</sup>
延べ面積	10.58 m <sup>2</sup>

⑱ 物置 C

表-2-25 物置 C 概要

項目	内容
構造	鉄骨造
階数	地上1階
外壁	折板
屋根	折板
建築面積	4.71 m <sup>2</sup>
延べ面積	4.71 m <sup>2</sup>

⑲ 物置 D

表-2-26 物置 D 概要

項目	内容
構造	鉄骨造
階数	地上1階
外壁	折板
屋根	折板
建築面積	3.35 m <sup>2</sup>
延べ面積	3.35 m <sup>2</sup>

⑳ 便所

表-2-27 便所概要

項目	内容
構造	樹脂
階数	地上1階
外壁	ポリエチレン樹脂
屋根	ポリエチレン樹脂
建築面積	1.26 m <sup>2</sup>
延べ面積	1.26 m <sup>2</sup>

㉑ 容器包装プラベール保管倉庫

表-2-28 容器包装プラベール保管倉庫

項目	内容
構造	鉄骨造
階数	地上1階
外壁	窯業系サイディング

			<table border="1"> <tr> <td>屋根</td> <td>折板 (0.6mm 鋼板) 葺き</td> </tr> <tr> <td>建築面積</td> <td>121.30 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>延べ面積</td> <td>121.30 m<sup>2</sup></td> </tr> </table>	屋根	折板 (0.6mm 鋼板) 葺き	建築面積	121.30 m <sup>2</sup>	延べ面積	121.30 m <sup>2</sup>
屋根	折板 (0.6mm 鋼板) 葺き								
建築面積	121.30 m <sup>2</sup>								
延べ面積	121.30 m <sup>2</sup>								
55	要求	<p>要求水準書_第2編_第7章_2.3._(1)建築設備</p> <p>建築設備においてPCBの含有の可能性がある設備は、蛍光灯・水銀灯等の安定器であるが、日本照明器具工業会は「PCB使用安定器は1972年(昭和47年)8月に製造を中止しており、同年9月以降の製造・出荷製品に使用されていない」としている。</p> <p>既存施設の工場棟及び管理棟等は昭和57年度竣工であるが、その後取り換え等を行っているため、各安定器にPCBが含有している可能性は低い。ただし、確定できないため、解体工事施工時に、安定器の製造年月日を調べ処理する。</p> <p>また、花の家の電気設備のうち、高圧コンデンサは微量のPCBが含まれている可能性があるため、<u>解体工事施工時に、安定器の製造年月日を調べ処理する。なお、その他のコンデンサにも微量のPCBが含まれている可能性も否定できないため、調査を行うものとする。一時保管の高圧コンデンサ及び調査後PCB含有が確認されたコンデンサ等は、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設に運搬するものとする。</u></p> <p>現在一時保管しているPCB含有機器等は存在しない。</p>	<p>要求水準書_第2編_第7章_2.3._(1)建築設備</p> <p>建築設備においてPCBの含有の可能性がある設備は、蛍光灯・水銀灯等の安定器であるが、日本照明器具工業会は「PCB使用安定器は1972年(昭和47年)8月に製造を中止しており、同年9月以降の製造・出荷製品に使用されていない」としている。</p> <p>既存施設の工場棟及び管理棟等は昭和57年度竣工であるが、その後取り換え等を行っているため、各安定器にPCBが含有している可能性は低い。ただし、確定できないため、解体工事施工時に、安定器の製造年月日を調べ処理する。</p> <p>また、花の家の電気設備のうち、高圧コンデンサは微量のPCBが含まれている可能性があるため、調査を行うものとする。調査後PCB含有が確認されたコンデンサ等は、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設に運搬するものとする。</p> <p>現在一時保管しているPCB含有機器等は存在しない。</p>						

56	要求	要求水準書_第2編_第7章_2.5. その他の残留物 表-2-27 残留物 (想定)	要求水準書_第2編_第7章_2.5. その他の残留物 表-2-37 残留物 (想定)																																																																																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>場所</th> <th>内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>受入供給設備</td> <td>燃やせるごみ・ごみ汚水</td> <td>市の所掌にて処分</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>燃焼設備</td> <td>灯油</td> <td>産業廃棄物処理</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>燃焼ガス冷却設備</td> <td>復水・純水</td> <td>仮設排水処理で再利用</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>排ガス処理設備</td> <td>薬品(消石灰、活性炭、アンモニア等)</td> <td>産業廃棄物処理</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>排ガス処理設備</td> <td>ろ布(バグフィルタ)</td> <td>産業廃棄物処理</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>余熱利用設備</td> <td>薬品(ボイラ復水処理剤)</td> <td>産業廃棄物処理</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>排水処理槽</td> <td>汚水</td> <td>汚染除去処理後外部排水</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>排水処理槽</td> <td>汚泥</td> <td>産業廃棄物処理</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>各種設備油脂類</td> <td>作動油他</td> <td>産業廃棄物処理</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>各種機器消耗品</td> <td>パッキン、ガスケット等</td> <td>産業廃棄物処理</td> </tr> </tbody> </table>	番号	場所	内容	備考	1	受入供給設備	燃やせるごみ・ごみ汚水	市の所掌にて処分	2	燃焼設備	灯油	産業廃棄物処理	3	燃焼ガス冷却設備	復水・純水	仮設排水処理で再利用	4	排ガス処理設備	薬品(消石灰、活性炭、アンモニア等)	産業廃棄物処理	5	排ガス処理設備	ろ布(バグフィルタ)	産業廃棄物処理	6	余熱利用設備	薬品(ボイラ復水処理剤)	産業廃棄物処理	7	排水処理槽	汚水	汚染除去処理後外部排水	8	排水処理槽	汚泥	産業廃棄物処理	9	各種設備油脂類	作動油他	産業廃棄物処理	10	各種機器消耗品	パッキン、ガスケット等	産業廃棄物処理	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>場所</th> <th>内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>受入れ・供給設備</td> <td>燃やせるごみ・ごみ汚水</td> <td>市の所掌にて処分</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>燃焼設備</td> <td>灯油</td> <td>産業廃棄物処理</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>燃焼ガス冷却設備</td> <td>復水・純水</td> <td>仮設排水処理で再利用</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>排ガス処理設備</td> <td>薬品(消石灰、活性炭、アンモニア等)</td> <td>産業廃棄物処理</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>排ガス処理設備</td> <td>ろ布(バグフィルタ)</td> <td>産業廃棄物処理</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>余熱利用設備</td> <td>薬品(ボイラ復水処理剤)</td> <td>産業廃棄物処理</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>排水処理槽</td> <td>汚水</td> <td>汚染除去処理後外部排水</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>排水処理槽</td> <td>汚泥</td> <td>産業廃棄物処理</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>灰出し設備</td> <td>焼却灰</td> <td>市の所掌にて処分</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>事務所等</td> <td>家具・什器・備品・図書類</td> <td>市の所掌にて移設又は処分</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>各種設備油脂類</td> <td>作動油他</td> <td>産業廃棄物処理</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>各種機器消耗品</td> <td>パッキン、ガスケット等</td> <td>産業廃棄物処理</td> </tr> </tbody> </table>	番号	場所	内容	備考	1	受入れ・供給設備	燃やせるごみ・ごみ汚水	市の所掌にて処分	2	燃焼設備	灯油	産業廃棄物処理	3	燃焼ガス冷却設備	復水・純水	仮設排水処理で再利用	4	排ガス処理設備	薬品(消石灰、活性炭、アンモニア等)	産業廃棄物処理	5	排ガス処理設備	ろ布(バグフィルタ)	産業廃棄物処理	6	余熱利用設備	薬品(ボイラ復水処理剤)	産業廃棄物処理	7	排水処理槽	汚水	汚染除去処理後外部排水	8	排水処理槽	汚泥	産業廃棄物処理	9	灰出し設備	焼却灰	市の所掌にて処分	10	事務所等	家具・什器・備品・図書類	市の所掌にて移設又は処分	11	各種設備油脂類	作動油他	産業廃棄物処理	12	各種機器消耗品
番号	場所	内容	備考																																																																																														
1	受入供給設備	燃やせるごみ・ごみ汚水	市の所掌にて処分																																																																																														
2	燃焼設備	灯油	産業廃棄物処理																																																																																														
3	燃焼ガス冷却設備	復水・純水	仮設排水処理で再利用																																																																																														
4	排ガス処理設備	薬品(消石灰、活性炭、アンモニア等)	産業廃棄物処理																																																																																														
5	排ガス処理設備	ろ布(バグフィルタ)	産業廃棄物処理																																																																																														
6	余熱利用設備	薬品(ボイラ復水処理剤)	産業廃棄物処理																																																																																														
7	排水処理槽	汚水	汚染除去処理後外部排水																																																																																														
8	排水処理槽	汚泥	産業廃棄物処理																																																																																														
9	各種設備油脂類	作動油他	産業廃棄物処理																																																																																														
10	各種機器消耗品	パッキン、ガスケット等	産業廃棄物処理																																																																																														
番号	場所	内容	備考																																																																																														
1	受入れ・供給設備	燃やせるごみ・ごみ汚水	市の所掌にて処分																																																																																														
2	燃焼設備	灯油	産業廃棄物処理																																																																																														
3	燃焼ガス冷却設備	復水・純水	仮設排水処理で再利用																																																																																														
4	排ガス処理設備	薬品(消石灰、活性炭、アンモニア等)	産業廃棄物処理																																																																																														
5	排ガス処理設備	ろ布(バグフィルタ)	産業廃棄物処理																																																																																														
6	余熱利用設備	薬品(ボイラ復水処理剤)	産業廃棄物処理																																																																																														
7	排水処理槽	汚水	汚染除去処理後外部排水																																																																																														
8	排水処理槽	汚泥	産業廃棄物処理																																																																																														
9	灰出し設備	焼却灰	市の所掌にて処分																																																																																														
10	事務所等	家具・什器・備品・図書類	市の所掌にて移設又は処分																																																																																														
11	各種設備油脂類	作動油他	産業廃棄物処理																																																																																														
12	各種機器消耗品	パッキン、ガスケット等	産業廃棄物処理																																																																																														
57	要求	要求水準書_第4編_第2章_1. 工事に関する共通事項 (1) 工事用車両や建設用車両については、国土交通省指定の排出ガス対策型建設機械・低騒音型及び低振動型建設機械等を採用すること。	要求水準書_第4編_第2章_1. 工事に関する共通事項 (1) 工事用車両や建設用車両については、 <u>可能な限り</u> 国土交通省指定の排出ガス対策型建設機械・低騒音型及び低振動型建設機械等を採用すること。																																																																																														
58	要求	要求水準書_第4編_第2章_21.1. 土木工事及び建築工事	要求水準書_第4編_第2章_21.1. 土木工事及び建築工事以下の文章を追加。 <u>以下の図書については、指定部分の完成時及び施設整備業務の完了時において、当該時点での出来高分について作成し、提出すること。</u>																																																																																														
59	要求	要求水準書_第4編_第2章_21.2. 建築機械設備工事及び建築電気設備工事	要求水準書_第4編_第2章_21.2. 建築機械設備工事及び建築電気設備工事以下の文章を追加。 <u>以下の図書については、指定部分の完成時及び施設整備業務の完了時において、当該時点での出来高分について作成し、提出すること。</u>																																																																																														

60	要求	<p>要求水準書_第4編_第2章_21.5.その他</p> <p>(16) 説明用パンフレット 説明用パンフレットは、工事着手前に 500 部及び<u>新工場棟</u>完成時、施設整備業務完了時に、それぞれ 2,000 部を作成するものとする。<u>新工場棟</u>完成時、施設整備業務完了時のパンフレットについては、日本語版 1,500 部（子供用 500 部含む）の他に英語版 300 部、中国語版 200 部を作成するものとする。また、パンフレット作成データについても提出すること。詳細については、市と協議し、決定すること。</p> <p>(17) 説明用リーフレット 説明用リーフレットは、パンフレットの概要版とし、工事着手前に 500 部及び<u>新工場棟</u>完成時、施設整備業務完了時に 2,000 部を作成するものとする。<u>新工場棟</u>完成時、施設整備業務完了時のリーフレットについては、日本語版 1,500 部（子供用 500 部含む）の他に英語版 300 部、中国語版 200 部を作成するものとする。また、リーフレット作成データについても提出すること。詳細については、市と協議し、決定すること。</p> <p>(18) 説明用 DVD 説明用 DVD は、<u>新工場棟</u>の完成時に日本語版 3 部、英語版、中国語版各 2 部を作成し、その後、施設整備業務が完了した時点（2023 年度予定）で日本語版 3 部、英語版、中国語版各 2 部の作成を行う。<u>新工場棟</u>完成時説明用 DVD は約 10 分とし、施設整備業務完了時（2023 年度予定）の説明用 DVD は約 15 分とする。説明用 DVD を作成するに当たっては、事前に構成、ナレーション等を市と協議し、決定するものとする。</p>	<p>要求水準書_第4編_第2章_21.5.その他</p> <p>(12) 説明用パンフレット 説明用パンフレットは、工事着手前に 500 部及び<u>指定部分</u>の完成時、施設整備業務完了時に、それぞれ 2,200 部を作成するものとする。<u>指定部分</u>の完成時、施設整備業務完了時のパンフレットについては、日本語版 1,500 部（子供用 500 部含む）の他に英語版 300 部、中国語版 200 部、<u>ハングル版 200 部</u>を作成するものとする。また、パンフレット作成データについても提出すること。詳細については、市と協議し、決定すること。</p> <p>(13) 説明用リーフレット 説明用リーフレットは、パンフレットの概要版とし、工事着手前に 500 部及び<u>指定部分</u>の完成時、施設整備業務完了時に 2,200 部を作成するものとする。<u>指定部分</u>の完成時、施設整備業務完了時のリーフレットについては、日本語版 1,500 部（子供用 500 部含む）の他に英語版 300 部、中国語版 200 部、<u>ハングル版 200 部</u>を作成するものとする。また、リーフレット作成データについても提出すること。詳細については、市と協議し、決定すること。</p> <p>(14) 説明用 DVD 説明用 DVD は、<u>指定部分</u>の完成時に日本語版 3 部、英語版、中国語版各 2 部を作成し、その後、施設整備業務が完了した時点（2024 年度予定）で日本語版 3 部、英語版、中国語版各 2 部の作成を行う。<u>指定部分</u>の完成時説明用 DVD は約 10 分とし、施設整備業務完了時（2024 年度予定）の説明用 DVD は約 15 分とする。説明用 DVD を作成するに当たっては、事前に構成、ナレーション等を市と協議し、決定するものとする。</p>
61	要求	<p>要求水準書_第5編_第1章_1.1. 運転管理業務</p> <p>(3) 有効なエネルギー活用 ① 熱回収施設等で発生する廃熱を用いた熱供給・<u>発電及び電気供給</u> ② 再生可能エネルギー等の活用</p>	<p>要求水準書_第5編_第1章_1.1. 運転管理業務</p> <p>(3) 有効なエネルギー活用 ① 熱回収施設等で発生する廃熱を用いた熱供給 ② 熱回収施設等で発生する廃熱及び<u>バイオガスを</u>用いた発電及び電力供給・<u>売電</u> ③ 再生可能エネルギー等の活用</p>
62	要求	<p>要求水準書_第5編_第1章_5.11. 保険への加入</p> <p>熱回収施設等の施設運営にあたって、<u>市は自賠責保険、建物保険、自動車損害共済保険に加入するものとする</u>。運営事業者は、市が加入する保険以外に、熱回収施設等の運営に必要な保険等がある場合には、事業者による【提案】に基づいて加入すること。また事業者による【提案】に基づく保険を付保した時は、市の確認を得ること。</p>	<p>要求水準書_第5編_第1章_5.11. 保険への加入</p> <p>熱回収施設等の施設運営にあたって、運営事業者は、市が加入する保険（<u>建物総合損害共済及び自動車共済保険に加入</u>）以外に、熱回収施設等の運営に必要な保険等がある場合には、事業者による【提案】に基づいて加入すること。また事業者による【提案】に基づく保険を付保した時は、市の確認を得ること。</p>

63	要求	<p>要求水準書_第 5 編_第 2 章_3.2. 電力供給等</p> <p>運営事業者は、燃やせるごみの処理に伴って発生する余熱を利用して発電した電気を熱回収施設等で有効利用するほか、余剰電力は電力会社等に売電すること。<u>なお、売電に伴う手続きは市が実施し、売電収入等も、市の収入として取り扱う。</u></p>	<p>要求水準書_第 5 編_第 2 章_3.2. 電力供給等</p> <p>運営事業者は、燃やせるごみの処理に伴って発生する余熱を利用して発電した電気を熱回収施設等で有効利用するほか、余剰電力は電力会社等に売電すること。<u>ただし、余剰電力の売電に係る契約は、運営事業者が電力事業者と直接契約し、売電による収入は運営事業者に帰属する。なお、指定部分の供用開始から事業期間終了時までの期間において、売電による売り上げの 3 分の 1 に相当する金額を市に納付する。</u></p>
----	----	---	---

64	要求	要求水準書_第5編_第2章_5. 運転管理時の計測管理の表に記載の以下の部分	要求水準書_第5編_第2章_5. 運転管理時の計測管理の表に記載の以下に修正。																																																																														
		表-5-3 【参考：熱回収施設等の運営に係る計測管理項目】	表-5-3 【参考：熱回収施設等の運営に係る計測管理項目】																																																																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>計測地点</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ごみ処理</td> <td rowspan="2">ごみ質</td> <td>受入 供給設備</td> <td>燃やせるごみ (種類組成・三成分・物理組成・元素分析・発熱量<sup>注</sup>) 燃やせないごみ (指定組成分類(製品別)) 破砕物 (三成分・物理組成・元素分析・発熱量・指定組成分類)</td> <td>12回/年</td> </tr> <tr> <td>焼却灰 貯留設備</td> <td>熱しやく減量・含水率、放射性セシウム 134 及び放射性セシウム 137</td> <td>1回/月 (各炉)</td> </tr> <tr> <td>バイオガス</td> <td>ガス貯留設備</td> <td>発生ガス量、ガス組成</td> <td>1回/3ヵ月</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">環境</td> <td rowspan="2">排ガス</td> <td>煙突</td> <td>ばいじん、排ガス量、CO 濃度 (連続監視・記録) 硫酸化合物、塩化水素、窒素化合物、水銀、鉛、亜鉛、カドミウム</td> <td>1回/3ヵ月 (各炉・施設)</td> </tr> <tr> <td>バイオガス発電機</td> <td>ばいじん、窒素化合物、アンモニア、一酸化二窒素</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ダイオキシン類</td> <td>煙突</td> <td>排ガス</td> <td>2回/3ヵ月 (各炉)</td> </tr> <tr> <td>灰ピット</td> <td>焼却灰</td> <td>2回/年・ 箇所数 (各炉)</td> </tr> <tr> <td>BF 出口</td> <td>焼却飛灰</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>処理物搬送コンベヤ</td> <td>飛灰処理物</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>	区分	計測地点	項目	頻度	ごみ処理	ごみ質	受入 供給設備	燃やせるごみ (種類組成・三成分・物理組成・元素分析・発熱量 <sup>注</sup> ) 燃やせないごみ (指定組成分類(製品別)) 破砕物 (三成分・物理組成・元素分析・発熱量・指定組成分類)	12回/年	焼却灰 貯留設備	熱しやく減量・含水率、放射性セシウム 134 及び放射性セシウム 137	1回/月 (各炉)	バイオガス	ガス貯留設備	発生ガス量、ガス組成	1回/3ヵ月	環境	排ガス	煙突	ばいじん、排ガス量、CO 濃度 (連続監視・記録) 硫酸化合物、塩化水素、窒素化合物、水銀、鉛、亜鉛、カドミウム	1回/3ヵ月 (各炉・施設)	バイオガス発電機	ばいじん、窒素化合物、アンモニア、一酸化二窒素		ダイオキシン類	煙突	排ガス	2回/3ヵ月 (各炉)	灰ピット	焼却灰	2回/年・ 箇所数 (各炉)	BF 出口	焼却飛灰				処理物搬送コンベヤ	飛灰処理物	1回/年	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>計測地点</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ごみ処理</td> <td rowspan="2">ごみ質</td> <td>受入れ・供給設備</td> <td>・燃やせるごみ (指定組成分類・単位容積重量・三成分) ・燃やせないごみ (指定組成分類・単位容積重量・三成分) ・破砕物 (物理組成・単位容積重量・三成分・元素組成・発熱量) ・バイオガス化施設用破砕物 (物理組成・単位容積重量・三成分・元素組成・発熱量)</td> <td>1回/月</td> </tr> <tr> <td>焼却灰 焼却灰採取場所</td> <td>熱しやく減量・水分含有量、放射性セシウム 134 及び放射性セシウム 137</td> <td>1回/月 (各炉)</td> </tr> <tr> <td>バイオガス</td> <td>ガス貯留設備</td> <td>発生ガス量、ガス組成、低位発熱量</td> <td>1回/3ヵ月</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">環境</td> <td rowspan="2">排ガス</td> <td>煙突</td> <td>ばいじん、排ガス量、CO 濃度 (連続監視・記録)、CO<sub>2</sub>、O<sub>2</sub>、硫酸化合物、塩化水素、窒素化合物、水銀</td> <td>1回/2ヵ月 (各炉・施設)</td> </tr> <tr> <td>バイオガス発電機</td> <td>ばいじん、窒素化合物、アンモニア、一酸化二窒素</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ダイオキシン類</td> <td>煙突</td> <td>排ガス</td> <td>2回/年以上 (各炉)</td> </tr> <tr> <td>灰ピット</td> <td>焼却灰</td> <td>2回/年以上</td> </tr> <tr> <td>BF 出口</td> <td>焼却飛灰</td> <td>必要に応じて</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>処理灰ピット</td> <td>飛灰処理物 (固化灰)</td> <td>1回/3ヵ月</td> </tr> </tbody> </table>	区分	計測地点	項目	頻度	ごみ処理	ごみ質	受入れ・供給設備	・燃やせるごみ (指定組成分類・単位容積重量・三成分) ・燃やせないごみ (指定組成分類・単位容積重量・三成分) ・破砕物 (物理組成・単位容積重量・三成分・元素組成・発熱量) ・バイオガス化施設用破砕物 (物理組成・単位容積重量・三成分・元素組成・発熱量)	1回/月	焼却灰 焼却灰採取場所	熱しやく減量・水分含有量、放射性セシウム 134 及び放射性セシウム 137	1回/月 (各炉)	バイオガス	ガス貯留設備	発生ガス量、ガス組成、低位発熱量	1回/3ヵ月	環境	排ガス	煙突	ばいじん、排ガス量、CO 濃度 (連続監視・記録)、CO <sub>2</sub> 、O <sub>2</sub> 、硫酸化合物、塩化水素、窒素化合物、水銀	1回/2ヵ月 (各炉・施設)	バイオガス発電機	ばいじん、窒素化合物、アンモニア、一酸化二窒素		ダイオキシン類	煙突	排ガス	2回/年以上 (各炉)	灰ピット	焼却灰	2回/年以上	BF 出口	焼却飛灰	必要に応じて			処理灰ピット	飛灰処理物 (固化灰)	1回/3ヵ月
区分	計測地点	項目	頻度																																																																														
ごみ処理	ごみ質	受入 供給設備	燃やせるごみ (種類組成・三成分・物理組成・元素分析・発熱量 <sup>注</sup> ) 燃やせないごみ (指定組成分類(製品別)) 破砕物 (三成分・物理組成・元素分析・発熱量・指定組成分類)	12回/年																																																																													
		焼却灰 貯留設備	熱しやく減量・含水率、放射性セシウム 134 及び放射性セシウム 137	1回/月 (各炉)																																																																													
	バイオガス	ガス貯留設備	発生ガス量、ガス組成	1回/3ヵ月																																																																													
環境	排ガス	煙突	ばいじん、排ガス量、CO 濃度 (連続監視・記録) 硫酸化合物、塩化水素、窒素化合物、水銀、鉛、亜鉛、カドミウム	1回/3ヵ月 (各炉・施設)																																																																													
		バイオガス発電機	ばいじん、窒素化合物、アンモニア、一酸化二窒素																																																																														
	ダイオキシン類	煙突	排ガス	2回/3ヵ月 (各炉)																																																																													
		灰ピット	焼却灰	2回/年・ 箇所数 (各炉)																																																																													
BF 出口		焼却飛灰																																																																															
		処理物搬送コンベヤ	飛灰処理物	1回/年																																																																													
区分	計測地点	項目	頻度																																																																														
ごみ処理	ごみ質	受入れ・供給設備	・燃やせるごみ (指定組成分類・単位容積重量・三成分) ・燃やせないごみ (指定組成分類・単位容積重量・三成分) ・破砕物 (物理組成・単位容積重量・三成分・元素組成・発熱量) ・バイオガス化施設用破砕物 (物理組成・単位容積重量・三成分・元素組成・発熱量)	1回/月																																																																													
		焼却灰 焼却灰採取場所	熱しやく減量・水分含有量、放射性セシウム 134 及び放射性セシウム 137	1回/月 (各炉)																																																																													
	バイオガス	ガス貯留設備	発生ガス量、ガス組成、低位発熱量	1回/3ヵ月																																																																													
環境	排ガス	煙突	ばいじん、排ガス量、CO 濃度 (連続監視・記録)、CO <sub>2</sub> 、O <sub>2</sub> 、硫酸化合物、塩化水素、窒素化合物、水銀	1回/2ヵ月 (各炉・施設)																																																																													
		バイオガス発電機	ばいじん、窒素化合物、アンモニア、一酸化二窒素																																																																														
	ダイオキシン類	煙突	排ガス	2回/年以上 (各炉)																																																																													
		灰ピット	焼却灰	2回/年以上																																																																													
BF 出口		焼却飛灰	必要に応じて																																																																														
		処理灰ピット	飛灰処理物 (固化灰)	1回/3ヵ月																																																																													

区分		計測地点	項目	頻度
環境	悪臭	排水 (指定する場所)	臭気指数 メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル	1回/年
	飛灰 処理物	処理物搬送コッパヤ	溶出量および含有量： アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、シアン、PCB、セレン	必要に応じて
作業環境	ダイオキシン類他	指定する場所 (10区域)	ダイオキシン類暴露防止対策要綱に基づく作業環境測定その他必要なもの	1回/6ヶ月

  

区分		計測地点	項目	頻度
環境	悪臭	排水 (指定する場所)	臭気指数	2回/年
	飛灰 処理物	処理物搬送コッパヤ	溶出量および含有量： アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、シアン、PCB、セレン	1回/3ヶ月
作業環境	ダイオキシン類他	指定する場所 (10区域)	ダイオキシン類暴露防止対策要綱に基づく作業環境測定その他必要なもの	1回/6ヶ月
	粉じん濃度測定	不燃・粗 大ごみ処理施設内 (1区域)	粉じん障害防止規則第26条による	1回/6ヶ月

基本協定書

65	協定	<p>基本協定書_第4条（秘密の保持等）</p> <p>3 事業者は、市の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び委託業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。</p>	<p>基本協定書_第4条（秘密の保持等）</p> <p>3 事業者は、市の承諾なく、成果物（この基本協定に従いまたはその履行に関して事業者が市に提出した又は市に提出予定の一切の書類、図面、写真、映像等をいい、未完成の成果物及び委託業務を行う上で得られた記録等を含む。以下同じ。）を第三者に閲覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。</p>
66	協定	<p>基本協定書_第4条（秘密の保持等）</p> <p>6 第4項の規定にかかわらず、市及び事業者は、次に掲げる場合は、相手方の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができるものとする。ただし、開示されることにより事業者の権利が著しく損なわれると認められるような事業者の営業ノウハウ等の情報が秘密情報に含まれる場合は、市は事業者との間で事前に当該情報の取扱いについて協議する。</p>	<p>基本協定書_第4条（秘密の保持等）</p> <p>6 第1項の規定にかかわらず、市及び事業者は、次に掲げる場合は、相手方の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができるものとする。ただし、開示されることにより事業者の権利が著しく損なわれると認められるような事業者の営業ノウハウ等の情報が秘密情報に含まれる場合は、<u>本項第2号、第3号を除き</u>、市は事業者との間で事前に当該情報の取扱いについて協議する。</p> <p><u>(6) 市が本事業に関して町田市議会及び町田市民に対する説明義務を果たすために必要な事項を開示する場合</u></p>

67	協定	<p>基本協定書_第6条（権利義務の譲渡等）</p> <p>4 事業者は、市の事前の承諾を得た場合を除き、第三者に対して運営事業者の新株を割り当ててはならない。</p>	<p>基本協定書_第6条（権利義務の譲渡等）</p> <p>4 <u>運営事業者</u>は、市の事前の承諾を得た場合を除き、第三者に対して運営事業者の新株を割り当ててはならない。</p>
68	協定	<p>基本協定書_第7条（事業者の役割等）</p> <p>2 事業者は、運営事業者をして、施設運営業務を別紙5記載の施設運営企業に委託し、又は請け負わせるものとし、当該施設運営業務に関して、施設運営企業である事業者は自らを受託者又は請負人として、運営事業者との間で委託契約又は請負契約を締結する。</p>	<p>基本協定書_第7条（事業者の役割等）</p> <p>2 事業者は、運営事業者をして、施設運営業務を別紙5記載の施設運営企業又は人員派遣等に委託し、又は請け負わせるものとし、当該施設運営業務に関して、施設運営企業である事業者は自らを受託者又は請負人として、運営事業者との間で委託契約又は請負契約を締結する。</p>
69	協定	<p>基本協定書_第15条（事業契約の締結）</p> <p>5 市は、施設整備請負契約の締結がなされる前に事業者のいずれかが事業契約に関して以下の各号のいずれかに該当したときは、事業契約を締結せず、又は施設整備請負契約の本契約を締結しないことができる。</p> <p><u>(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項の排除措置命令を受け、かつ、同条第6項に規定する期間内に同項の審判手続の開始を請求しなかったとき。</u></p> <p><u>(2) 独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において準用する場合を含む。）の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、独占禁止法第50条第4項に規定する期間内に同項の審判手続の開始を請求しなかったとき。</u></p> <p><u>(3) 独占禁止法第66条第1項の規定による却下の審決、同条第2項の規定による棄却の審決又は同条第3項の規定による原処分の一部取消し若しくは変更の審決（当該請負契約に係る部分の全部の取消しをし、又は当該取消しに相当する原処分の変更をする審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。</u></p> <p><u>(4) 独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。</u></p> <p><u>(5) 事業者又はその役員若しくはその使用人その他の従事者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条（第3号を除く。）若しくは第95条第1項（第2号及び第3号を除く。）の刑が確定したとき。</u></p>	<p>基本協定書_第15条（事業契約の締結）</p> <p>5 市は、施設整備請負契約の締結がなされる前に事業者のいずれかが事業契約に関して以下の各号のいずれかに該当したときは、事業契約を締結せず、又は施設整備請負契約の本契約を締結しないことができる。</p> <p><u>(1) 公正取引委員会が、施設整備企業またはその代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。</u></p> <p><u>(2) 公正取引委員会が、施設整備企業またはその代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、または同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。</u></p> <p><u>(3) 施設整備企業又はその代理人（施設整備企業又はその代理人が法人であるときはその役員又は使用人）について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項1号の規定による刑が確定したとき。</u></p>

70	協定	<p>基本協定書_第 16 条（事業契約の不成立）</p> <p>施設整備請負契約について町田市議会の可決が得られなかったとき、又は市及び事業者のいずれの責にも帰すべからざる事由により事業契約の締結に至らなかったとき、若しくは事業契約の効力が生じなかったときは、既に市と事業者が本事業の準備に関して支出した費用は各自が負担するものとし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。</p>	<p>基本協定書_第 16 条（事業契約の不成立）</p> <p><u>1 施設整備請負契約について町田市議会の可決が得られなかったとき、又は市及び事業者のいずれの責にも帰すべからざる事由により事業契約の締結に至らなかったとき、若しくは事業契約の効力が生じなかったときは、既に市と事業者が本事業の準備に関して支出した費用は各自が負担するものとし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、市が認めた場合は、既に市と事業者が本事業の準備に関して支出した費用は市が負担することとする。</u></p>
71	協定	<p>基本協定書_別紙 1 用語の定義</p>	<p>基本協定書_別紙 1 用語の定義 以下の用語を追加。</p> <p><u>17 「暴力団等」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。</u></p>
72	協定	<p>基本協定書_別紙 1 用語の定義</p> <p><u>18 「本施設」とは、熱回収施設等のことをいう。</u></p>	<p>基本協定書_別紙 1 用語の定義 修正前の左記の用語を削除。</p>
<b>基本契約書</b>			
73	契約	<p>基本契約書_第 1 章_第 4 条（規定の適用関係）</p> <p>1 本事業における経営管理に係る<b>権利義務</b>については、基本契約の規定が適用されることにより、市と事業者及び運営事業者との間において生じるものとし、基本契約、要求水準書及び事業者提案の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、基本契約、要求水準書、事業者提案の順に優先して適用されるものとする。</p> <p>2 本事業における施設整備業務に係る<b>権利義務</b>については、基本契約及び施設整備請負契約の規定が適用されることにより、市と施設整備企業との間において生じるものとし、基本契約、施設整備請負契約、要求水準書及び事業者提案の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、基本契約、施設整備請負契約、要求水準書、事業者提案の順に優先して適用されるものとする。</p> <p>3 本事業における施設運営業務に係る<b>権利義務</b>については、基本契約及び運営業務委託契約の規定が適用されることにより、市と運営事業者との間において生じるものとし、基本契約、運営業務委託契約、要求水準書及び事業者提案の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、基本契約、運営業務委託契約、要求水準書、事業者提案の順に優先して適用されるものとする。</p>	<p>基本契約書_第 1 章_第 4 条（規定の適用関係）</p> <p>1 本事業における経営管理に係る<b>事項</b>については、基本契約の規定が適用されることにより、市と事業者及び運営事業者との間において生じるものとし、基本契約、要求水準書及び事業者提案の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、基本契約、要求水準書、事業者提案の順に優先して適用されるものとする。</p> <p>2 本事業における施設整備業務に係る<b>事項</b>については、基本契約及び施設整備請負契約の規定が適用されることにより、市と施設整備企業との間において生じるものとし、基本契約、施設整備請負契約、要求水準書及び事業者提案の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、基本契約、施設整備請負契約、要求水準書、事業者提案の順に優先して適用されるものとする。</p> <p>3 本事業における施設運営業務に係る<b>事項</b>については、基本契約及び運営業務委託契約の規定が適用されることにより、市と運営事業者との間において生じるものとし、基本契約、運営業務委託契約、要求水準書及び事業者提案の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、基本契約、運営業務委託契約、要求水準書、事業者提案の順に優先して適用されるものとする。</p>

74	契約	基本契約書_第1章_第5条（秘密の保持等） 1 事業者及び運営事業者は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、町田市個人情報保護条例を遵守しなければならない。	基本契約書_第1章_第5条（秘密の保持等） 1 事業者及び運営事業者は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、町田市個人情報保護条例（平成元年町田市条例第5号）を遵守しなければならない。
75	契約	基本契約書_第1章_第5条（秘密の保持等） 3 事業者及び運営事業者は、市の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び委託業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。	基本契約書_第1章_第5条（秘密の保持等） 3 事業者及び運営事業者は、市の承諾なく、成果物（この基本契約に従いまたはその履行に関して事業者が市に提出した又は市に提出予定の一切の書類、図面、写真、映像等をいい、未完成の成果物及び委託業務を行う上で得られた記録等を含む。以下同じ。）を第三者に閲覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。
76	契約	基本契約書_第1章_第5条（秘密の保持等） 6 第4項の規定にかかわらず、市並びに事業者及び運営事業者は、次に掲げる場合は相手方当事者の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができるものとする。ただし、開示されることにより事業者の権利が著しく損なわれると認められるような事業者の営業ノウハウ等の情報が秘密情報に含まれる場合は、市は事業者との間で事前に当該情報の取扱いについて協議する。	基本契約書_第1章_第5条（秘密の保持等） 6 第4項の規定にかかわらず、市並びに事業者及び運営事業者は、次に掲げる場合は相手方当事者の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができるものとする。ただし、開示されることにより事業者の権利が著しく損なわれると認められるような事業者の営業ノウハウ等の情報が秘密情報に含まれる場合は、 <u>本項第2号、第3号を除き</u> 、市は事業者との間で事前に当該情報の取扱いについて協議する。
77	契約	基本契約書_第2章_第8条（事業日程及び契約金額） 3 <u>本施設</u> の施設運営期間は、熱回収施設等の引渡日の翌日から2041年3月末日までとする。 4 熱回収施設等の引渡予定日が2021年 <u>3月</u> 末日より遅れるときは、これに従い施設運営期間の開始日も変更されるものとする。	基本契約書_第2章_第8条（事業日程） 3 <u>熱回収施設等の施設</u> 運営期間は、 <u>熱回収施設等（ストックヤード棟を除く）</u> の引渡日の翌日から2041年3月末日までとする。 4 <u>熱回収施設等（ストックヤード棟を除く）</u> の引渡予定日が2021年 <u>12月</u> 末日より遅れるときは、これに従い施設運営期間の開始日も変更されるものとする。
78	契約	基本契約書_第2章_第9条（権利義務の譲渡等） 6 市は、施設運営企業が運営事業者の経営又は施設運営業務の適正かつ確実な遂行を阻害し、又は施設運営業務に関与することが適当でないと認める場合は、運営事業者に当該者との契約を解除するよう求めることができるものとする。	基本契約書_第2章_第9条（権利義務の譲渡等） 6 市は、施設運営企業 <u>又は人員派遣等</u> が運営事業者の経営又は施設運営業務の適正かつ確実な遂行を阻害し、又は施設運営業務に関与することが適当でないと認める場合は、運営事業者に当該者との契約を解除するよう求めることができるものとする。

79	契約	<p>基本契約書_第2章_第10条 (株主の役割等)</p> <p><u>1 運営事業者の株主である事業者は、基本協定、基本契約、要求水準書及び事業者提案に基づき、運営事業者の経営管理を行う役割及び義務を負うものとする。</u></p> <p><u>2 運営事業者の株主である事業者は、基本契約が効力を失うまでの期間において、次の事項を市に対して誓約し、遵守する。</u></p> <p><u>(1) 運営事業者の株主による運営事業者の株式の保有割合及び運営事業者の資本金額については、別紙3のとおりとし、運営事業者の株主である事業者は必要な新株を引き受けること。ただし、市の承諾を受けたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(2) 市の事前の承諾なくしてその保有する運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。</u></p> <p><u>(3) 前2号の市の承諾を受けた場合においても、代表企業による運営事業者の株式の保有割合は、常に発行済株式総数の2分の1を超えること。</u></p>	<p>基本契約書_第2章_第10条 (株主の役割等)</p> <p><u>1 事業者は、基本協定第11条第1項の規定に基づき運営事業者を設立するにあたり、基本協定別紙2の様式に設立時の出資額として記載されている金額及び数量の運営事業者の株式を引き受けるとともにその他の出資者に引き受けさせるものとする。</u></p> <p><u>2 事業者は、事業者提案に基づき運営事業者の増資を計画している場合は、運営事業者の設立登記の完了後速やかに、運営事業者をして、基本協定別紙3の様式による増資計画書を市に提出させるものとする。</u></p> <p><u>3 事業者は、運営事業者の設立時における出資者をして、次に定める事項を誓約させるとともに、基本協定別紙4の様式による出資者誓約書（以下「出資者誓約書」という。）を、事業契約の締結と同時に市に提出させるものとする。</u></p> <p><u>(1) 各出資者は、運営事業者の株主構成に関し、その時々において代表企業によって運営事業者の全議決権の2分の1を超える議決権が保有されており、係る条件を事業期間が終了するまで維持する。なお、施設整備企業が複数の企業で構成される場合は、施設整備企業の構成企業の保有する議決権の合計が、運営事業者の全議決権の2分の1を超えなければならない。また、代表企業の特別目的会社への出資割合は出資者中で最大としなければならない。</u></p> <p><u>(2) 各出資者は、原則として事業期間が終了するまで運営事業者に対する株式（潜在株式を含む。）を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併、会社分割等による包括承継を含む。）を行ってはならない。</u></p> <p><u>(3) 各出資者は、市の事前の書面による承諾を得たうえで、自らが所有する運営事業者に対する株式に関する権利義務を譲渡しようとする場合は、当該譲受人をして、基本協定別紙4の様式による出資者誓約書をあらかじめ市に提出させるものとする。</u></p> <p><u>(4) 各出資者は、運営事業者が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合は、これらの発行を承認する株主総会において、第1号に記載のある議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮したうえで、その保有する議決権を行使するものとする。</u></p> <p><u>4 事業者は、運営事業者が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合は、当該株式等の取得予定者をして、前項各号に定める事項を誓約させるとともに、出資者誓約書をあらかじめ市に提出させるものとする。</u></p>
----	----	--	---

80	契約	<p>基本契約書_第2章_第12条（事業者の役割等）</p> <p>2 事業者は、運営事業者をして、施設運営業務を<u>基本協定別紙5</u>記載の施設運営企業に委託し、又は請け負わせるものとし、<u>かつ各業務</u>に関して、施設運営企業である事業者は自らを受託者又は請負人として、運営事業者との間で委託契約又は請負契約を締結する。</p>	<p>基本契約書_第2章_第12条（事業者の役割等）</p> <p>2 事業者は、運営事業者をして、施設運営業務を別紙<u>4</u>記載の施設運営企業又は<u>人員派遣等</u>に委託し、又は請け負わせるものとし、<u>当該施設運営業務</u>に関して、施設運営企業である事業者は自らを受託者又は請負人として、運営事業者との間で委託契約又は請負契約を締結する。</p>
81	契約	<p>基本契約書_第2章_第13条（運営事業者の役割等）</p> <p>1 本事業の実施において、運営事業者は、基本契約、運営業務委託契約、要求水準書及び事業者提案に基づき、施設運営企業をして施設運営業務を適正かつ確実に実施させる役割及び義務を負うものとする。</p>	<p>基本契約書_第2章_第13条（運営事業者の役割等）</p> <p>1 本事業の実施において、運営事業者は、基本契約、運営業務委託契約、要求水準書及び事業者提案に基づき<u>自ら実施</u>し、又は施設運営企業をして施設運営業務を適正かつ確実に実施させる役割及び義務を負うものとする。</p>
82	契約	<p>基本契約書_第2章_第14条(当事者が締結すべき契約)</p> <p>1 <u>市と施設整備企業は、基本契約の締結後速やかに、入札説明書等、基本協定及び基本契約に基づき、施設整備請負契約を締結する。</u></p>	<p>基本契約書_第2章_第14条(当事者が締結すべき契約)</p> <p>1 <u>市及び事業者は、入札説明書等及び事業提案に基づき、市と事業者及び運営事業者との間において【●】年【●】月【●】日を目途として事業契約を締結することとし、これに向けてそれぞれ誠実に対応し、最大限の努力をするものとする。ただし、施設整備請負契約は、町田市議会での可決後に本契約を締結する仮契約とし、基本契約及び運営業務委託契約は、施設整備請負契約の本契約の締結を効力発生の条件とする。</u></p>
83	契約	<p>基本契約書_第2章_第15条（施設整備業務）</p> <p>1 施設整備企業は、市との施設整備請負契約の締結後、速やかに施設整備業務に着手し、熱回収施設等の引渡日までに試運転を完了のうえ、熱回収施設等を完成させ、及び市に引き渡し、並びに施設整備期間の終了日までに外構及びストックヤード整備工事を完了させる。</p>	<p>基本契約書_第2章_第15条（施設整備業務）</p> <p>1 施設整備企業は、市との施設整備請負契約の締結後、速やかに施設整備業務に着手し、熱回収施設等（<u>ストックヤード棟を除く</u>）の引渡日までに試運転を完了のうえ、熱回収施設等（<u>ストックヤード棟を除く</u>）を完成させ、及び市に引き渡し、並びに施設整備期間の終了日までに外構及びストックヤード棟整備工事を完了させる。</p>
84	契約	<p>基本契約書_第2章_第17条（基本契約の変更）</p> <p>1 市は、基本契約を変更する必要があると認めるときは、変更内容を記載した書面を運営事業者に通知し、その変更を請求することができる。</p>	<p>基本契約書_第2章_第17条（基本契約の変更）</p> <p>1 市は、基本契約を変更する必要があると認めるときは、変更内容を記載した書面を<u>事業者及び運営事業者</u>に通知し、その変更を請求することができる。</p>

85	契約	<p>基本契約書_第4章_第23条(事業契約の変更等の協議)</p> <p>1 市並びに事業者及び運営事業者は、事業者及び運営事業者が事業契約で定める解除事由を充足する又は充足するおそれがあると判断した場合は、速やかにその内容の詳細を相手方当事者に通知し、相手方当事者との協議により合意を得たうえ、事業契約を変更し、又は解除することができるものとする。この場合において、<u>この項の規定は、本件業務契約に定められる市の解除権を何ら制限するものではない。</u></p> <p>2 前項の協議は、<u>運営事業者が次に定めるところに従い、当事者である事業者間を調整して市との間で行うものとする。ただし、運営事業者が事業契約に定める解除事由を充足する又は充足するおそれがある場合は、同項の規定中「運営事業者」を「代表企業」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(1) <u>運営事業者の調整</u>のもと、運営事業者及び当事者である事業者間で協議を行う。</p> <p>(2) <u>運営事業者</u>は、前号の協議を経て、当事者である事業者との合意のうえ、市に対して事業契約の変更又は解除に係る提案を行う。</p> <p>(3) 前号の提案に基づき、市並びに<u>運営事業者</u>及び当事者である事業者間で協議を行う。</p>	<p>基本契約書_第4章_第23条(事業契約の変更等の協議)</p> <p>1 市並びに事業者及び運営事業者は、事業者及び運営事業者が事業契約で定める解除事由を充足する又は充足するおそれがあると判断した場合は、速やかにその内容の詳細を相手方当事者に通知し、相手方当事者との協議により合意を得たうえ、事業契約を変更し、又は解除することができるものとする。<u>なお、この場合において、本項の規定は、本業務契約に定められる市の解除権を何ら制限するものではない。</u></p> <p>2 前項の協議は、<u>代表企業が次に定めるところに従い、当事者である事業者間を調整して市との間で行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>代表企業の調整</u>のもと、運営事業者及び当事者である事業者間で協議を行う。</p> <p>(2) <u>代表企業</u>は、前号の協議を経て、当事者である事業者との合意のうえ、市に対して事業契約の変更又は解除に係る提案を行う。</p> <p>(3) 前号の提案に基づき、市並びに<u>代表企業</u>及び当事者である事業者間で協議を行う。</p>
86	契約	<p>基本契約書_第4章_第24条(事業者の交替候補の選定)</p> <p>1 運営事業者は、前条第1項の場合において、市の要請<u>により</u>代替事業者の候補を選定することに努めなければならないものとし、運営事業者が選定した代替事業者の候補を代替事業者として決定する場合は、市の承諾を得るものとする。</p>	<p>基本契約書_第4章_第24条(事業者の交替候補の選定)</p> <p>1 運営事業者は、前条第1項の場合において、市の要請<u>があるときは</u>代替事業者の候補を選定することに努めなければならないものとし、運営事業者が選定した代替事業者の候補を代替事業者として決定する場合は、市の承諾を得るものとする。</p>
87	契約	<p>基本契約書_第4章_第29条(事業者の交替等の損害)</p> <p>1 事業者の交替その他の事由により本事業が停止した場合、市が本事業において処理する予定であった廃棄物等に係るその他の処分方法による処分に要した費用は、市の損害額に含まれるものとし、市は本事業の停止について責めに帰すべき事由のある事業者に当該損害額を請求できるものとする。</p>	<p>基本契約書_第4章_第29条(事業者の交替等の損害)</p> <p>1 事業者の交替その他の事由により本事業が停止した場合、市が本事業において処理する予定であった廃棄物等に係る<u>保管及び</u>その他の処分方法による処分に要した費用は、市の損害額に含まれるものとし、市は本事業の停止について責めに帰すべき事由のある事業者に当該損害額を請求できるものとする。</p>

88	契約	<p>基本契約書_第5章_第31条第1項 (談合等不正行為による解除)</p> <p><u>1 本事業に係る入札に関して事業者のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、市は、事業契約の全てを解除することができる。</u></p> <p>(1) <u>事業者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項の排除措置命令を受け、かつ、同条第6項に規定する期間内に同項の審判手続の開始を請求しなかったとき。</u></p> <p>(2) <u>事業者が、独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において準用する場合を含む。)の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、独占禁止法第50条第4項に規定する期間内に同項の審判手続の開始を請求しなかったとき。</u></p> <p>(3) <u>事業者が、独占禁止法第66条第1項の規定による却下の審決、同条第2項の規定による棄却の審決又は同条第3項の規定による原処分の一部取消し若しくは変更の審決(当該請負契約に係る部分の全部の取消しをし、又は当該取消しに相当する原処分の変更をする審決を除く。)を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。</u></p> <p>(4) <u>事業者が、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。</u></p> <p>(5) <u>事業者又はその役員若しくはその使用人その他の従事者について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条(第3号を除く。)若しくは第95条第1項(第2号及び第3号を除く。)の刑が確定したとき。</u></p>	<p>基本契約書_第5章_第31条第1項 (談合等不正行為による解除)</p> <p><u>1 市は、施設整備企業がこの契約に関して、町田市熱回収施設等(仮称)整備運営事業に関する基本協定書の第15条第5項各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。</u></p>
89	契約	<p>基本契約書_別紙1 用語の定義</p> <p><u>11 「指示等」とは、事業契約に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、確認、要請、質問、回答及び解除の総称をいう。</u></p>	<p>基本契約書_別紙1 用語の定義 修正前の左記の用語を削除。</p>
90	契約	<p>基本契約書_別紙1 用語の定義</p> <p><u>12 「施設運営期間」とは、熱回収施設等の引渡日の翌日(同日を含む。)から理由の如何を問わず運営業務委託契約が終了した日(同日を含む。)又は2041年3月末日(同日を含む。)のいずれか早い方の日までの期間をいう。</u></p>	<p>基本契約書_別紙1 用語の定義</p> <p><u>11 「施設運営期間」とは、熱回収施設(ストックヤード棟を除く)の引渡日の翌日(同日を含む。)から理由の如何を問わず運営業務委託契約が終了した日(同日を含む。)又は2041年3月末日(同日を含む。)のいずれか早い方の日までの期間をいう。</u></p>

91	契約	基本契約書_別紙1 用語の定義	基本契約書_別紙1 用語の定義 以下の用語を追加。  <u>12 「施設運営企業」とは、事業者提案において熱回収施設等の施設運営業務の実施を担当すると規定されている企業をいう。</u>
92	契約	基本契約書_別紙1 用語の定義	基本契約書_別紙1 用語の定義 以下の用語を追加。  <u>23 「暴力団等」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。</u>
93	契約	基本契約書_別紙2 事業日程  1 施設整備請負契約（仮契約）、運営業務委託契約の締結 【2016】年【10】月  2 施設整備請負契約（本契約）成立（施設整備期間の開始日） 【2016】年【12】月  3 熱回収施設等の引渡予定日 【2021】年【6】月【末】日  4 熱回収施設等の供用開始予定日（施設運営期間の開始日） 【2021】年【7】月【1】日  5 既存工場棟の解体完了予定日 【2023】年【6】月【末】日  6 外構及びストックヤード棟の引渡し予定日（施設整備期間の終了日） 【2023】年【12】月【末】日  7 施設運営業務の終了（施設運営期間の終了日） 【2041】年【3】月【末】日	基本契約書_別紙2 事業日程  1 施設整備請負契約（仮契約）、運営業務委託契約の締結 【2016】年【11】月  2 施設整備請負契約（本契約）成立（施設整備期間の開始日） 【2016】年【12】月  3 熱回収施設等（ストックヤード棟を除く）の引渡予定日 【2021】年【12】月【末】日  4 熱回収施設等（ストックヤード棟を除く）の供用開始予定日（施設運営期間の開始日） 【2022】年【1】月【●】日  5 既存工場棟の解体完了予定日 【2023】年【12】月【●】日  6 外構及びストックヤード棟の引渡し予定日（施設整備期間の終了日） 【2024】年【6】月【●】日  7 施設運営業務の終了（施設運営期間の終了日） 【2041】年【3】月【●】日
施設整備請負契約書			

94	整備	<p>施設整備請負契約書_頭書 に記載の以下の部分</p> <p>3 履行期間 2016年【●】月【●】日から2023年12月末日まで ただし、熱回収施設等の引渡予定日は2021年6月末日</p>	<p>施設整備請負契約書_頭書 に記載の以下に修正及び追加。</p> <p>3 履行期間 2016年12月【●】日から2024年6月末日まで ただし、熱回収施設等(ストックヤード棟を除く)の引渡予定日は2021年12月末日</p> <p>8 部分引渡し <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない</p> <p>9 解体工事に要する費用等 <input checked="" type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない 本件工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事に該当する場合、同法第13条の規定に基づき記載する解体工事に要する費用等は、別紙2「法第13条及び省令第4条に基づく書面」のとおりとする。</p>
95	整備	<p>施設整備請負契約書_第1章_第5条(秘密の保持等)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、市及び施設整備企業は、次に掲げる場合は相手方の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができるものとする。ただし、開示されることにより事業者の権利が著しく損なわれると認められるような事業者の営業ノウハウ等の情報が秘密情報に含まれる場合は、市は施設整備企業との間で事前に当該情報の取扱いについて協議する。</p>	<p>施設整備請負契約書_第1章_第5条(秘密の保持等)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、市及び施設整備企業は、次に掲げる場合は相手方の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができるものとする。ただし、開示されることにより事業者の権利が著しく損なわれると認められるような事業者の営業ノウハウ等の情報が秘密情報に含まれる場合は、<u>本項第2号、第3号を除き、</u>市は施設整備企業との間で事前に当該情報の取扱いについて協議する。</p>
96	整備	<p>施設整備請負契約書_第1章_第7条(共通事項)</p> <p>3 施設整備請負契約に基づく金銭債務の額は、<u>円を最低額の単位として算定し、当該単位に満たない端数は、これを切り捨てる。</u></p>	<p>施設整備請負契約書_第1章_第7条(共通事項)</p> <p>3 施設整備請負契約に基づく金銭債務の額は、<u>100円を最低額の単位として算定し、100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。</u></p>
97	整備	<p>施設整備請負契約書_第2章_第8条(契約の期間等)</p> <p>1 施設整備請負契約は、町田市議会の可決後に本契約とする仮契約として締結し、本契約の可決があった日から2023年12月末日までを契約の期間とする。</p> <p>2 熱回収施設等の引渡予定日は2021年6月末日とし、外構及びストックヤードの引渡日は2023年12月末日までとする。</p>	<p>施設整備請負契約書_第2章_第8条(契約の期間等)</p> <p>1 施設整備請負契約は、町田市議会の可決後に本契約とする仮契約として締結し、本契約の可決があった日から2024年6月末日までを契約の期間とする。</p> <p>2 熱回収施設等(ストックヤード棟を除く)の引渡予定日は2021年12月末日とし、外構及びストックヤード棟の引渡日は2024年6月末日までとする。</p>

98	整備	<p>施設整備請負契約書_第2章_第9条 (施設整備費内訳書及び整備工程表)</p> <p>3 施設整備企業は、市に実施設計図書を提出するときに、入札時に提出した<u>工事積算内訳書</u>に基づく施設整備費内訳書の詳細を確定し、市の確認を得るものとする。</p>	<p>施設整備請負契約書_第2章_第9条 (施設整備費内訳書及び整備工程表)</p> <p>3 施設整備企業は、市に実施設計図書を提出するときに、入札時に提出した<u>施設整備費の内訳書</u>に基づく施設整備費内訳書の詳細を確定し、市の確認を得るものとする。</p>
99	整備	<p>施設整備請負契約書_第2章_第10条 (施設整備企業の責任)</p> <p>1 施設整備企業は、基本契約<u>及び</u>施設整備請負契約に別途規定されている場合を除き、要求水準書等に基づいて施設整備業務を履行するために必要な一切の手段を自らの責任において定め、要求水準を満たすように施設整備業務を適正かつ確実に実施するものとし、施設整備業務の実施に係る一切の責任を負うものとする。</p>	<p>施設整備請負契約書_第2章_第10条 (施設整備企業の責任)</p> <p>1 施設整備企業は、基本契約、<u>施設整備請負契約</u>に別途規定されている場合を除き、要求水準書等に基づいて施設整備業務を履行するために必要な一切の手段を自らの責任において定め、要求水準を満たすように施設整備業務を適正かつ確実に実施するものとし、施設整備業務の実施に係る一切の責任を負うものとする。</p>
100	整備	<p>施設整備請負契約書_第2章_第13条 (委任又は下請負の禁止)</p> <p>3 市は、施設整備企業に対して、<u>本施設</u>の設計業務の一部を委託し、又は請け負わせた第三者の名称その他必要な事項の通知を請求することができる。</p>	<p>施設整備請負契約書_第2章_第13条 (委任又は下請負の禁止)</p> <p>3 市は、施設整備企業に対して、<u>熱回収施設等</u>の設計業務の一部を委託し、又は請け負わせた第三者の名称、<u>及び設計業務体制</u>その他必要な事項の通知を請求することができる。</p>
101	整備	<p>施設整備請負契約書_第2章_第21条 (かし担保)</p> <p>5 第1項の規定は、成果物及び<u>本施設</u>のかしが支給材料の性質又は市若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、施設整備企業が当該材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</p> <p>6 施設整備企業がかしの修補に応じないときは、市は、施設整備企業の負担でこれを修補することができる。なお、このために施設整備企業に損害が生じても、市は、その賠償の責を負わない。</p>	<p>施設整備請負契約書_第2章_第21条 (かし担保)</p> <p>5 第1項の規定は、成果物及び<u>熱回収施設等</u>のかしが支給材料 (<u>第55条第1項第1号に定義する支給材料をいう。)</u>の性質又は市若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、施設整備企業が当該材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</p> <p>6 施設整備企業がかしの修補に応じないときは、市は、<u>前項により第1項が適用されない場合を除き</u>施設整備企業の負担でこれを修補することができる。なお、このために施設整備企業に損害が生じても、市は、その賠償の責を負わない。</p>
102	整備	<p>施設整備請負契約書_第2章_第22条 (監督員) _2</p> <p>(5) 建設業務の履行についての施設整備企業又は施設整備企業の現場代理人に対する指示、承諾又は協議</p>	<p>施設整備請負契約書_第2章_第22条 (監督員) _2</p> <p>(5) 建設業務の履行についての施設整備企業又は<u>施設整備企業の総括代理人</u>、又は施設整備企業の現場代理人に対する指示、承諾又は協議</p>

103	整備	<p>施設整備請負契約書_第2章_第23条（総括代理人）</p> <p>5 <u>施設整備企業</u>は、施設整備請負契約に定める指示等について、要求水準書及び実施設計図書に定めるものを除き、総括代理人を経由して行うものとする。この場合において、市が施設整備企業に対して行う指示等は、総括代理人に到達した日をもって施設整備企業に到達したものとみなす。</p>	<p>施設整備請負契約書_第2章_第23条（総括代理人）</p> <p>5 <u>市</u>は、施設整備請負契約に定める指示等について、要求水準書及び実施設計図書に<u>特に</u>定めるものを除き、総括代理人を経由して行うものとする。この場合において、市が施設整備企業に対して行う指示等は、総括代理人に到達した日をもって施設整備企業に到達したものとみなす。</p>
104	整備	<p>施設整備請負契約書_第2章_第25条（照査技術者）</p> <p>1 施設整備企業<u>乙</u>は、<u>設計等仕様書</u>に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を市に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。</p> <p>2 照査技術者は、前条第1項に規定する<u>業務責任者</u>を兼ねることができない。</p>	<p>施設整備請負契約書_第2章_第25条（照査技術者）</p> <p>1 施設整備企業は、<u>設計図書又は要求水準書等</u>に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を市に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。</p> <p>2 照査技術者は、<u>第23条第1項に規定する総括代理人及び前条第1項に規定する管理技術者</u>を兼ねることができない。</p>
105	整備	<p>施設整備請負契約書_第2章_第26条 （現場代理人及び主任技術者等）</p> <p>1 施設整備企業は、次に掲げる者を定めて事業用地に設置し、要求水準書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を市に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p>	<p>施設整備請負契約書_第2章_第26条 （現場代理人及び主任技術者等）</p> <p>1 施設整備企業は、次に掲げる者を定めて事業用地（<u>第54条第1項に定める事業用地をいう。以下本条で同じ。</u>）に配置し、要求水準書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を市に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p>
106	整備	<p>施設整備請負契約書_第2章_第28条 （業績等の監視及び改善要求措置）</p> <p>6 施設整備企業は、第4項の定めるところにより市の確認を受けた改善復旧計画書に基づき、直ちに施設整備業務の履行状況の改善又は復旧を図り、市の確認を受けるものとする。</p>	<p>施設整備請負契約書_第2章_第28条 （業績等の監視及び改善要求措置）</p> <p>6 施設整備企業は、第4項の定めるところにより市の確認を受けた改善復旧計画書に基づき、<u>確認を受けた後</u>直ちに施設整備業務の履行状況の改善又は復旧を図り、市の確認を受けるものとする。</p>
107	整備	<p>施設整備請負契約書_第2章_第29条（相殺）</p> <p>市は、施設整備請負契約に関して、施設整備企業に対して有する金銭債権があるときは、施設整備企業が市に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と<u>相殺し</u>、不足があるときは、これを追徴する。</p>	<p>施設整備請負契約書_第2章_第29条（相殺）</p> <p>市は、施設整備請負契約に関して、施設整備企業に対して有する金銭債権があるときは、施設整備企業が市に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と<u>相殺することが出来る</u>。なお、不足があるときは、これを追徴する。</p>

108	整備	<p>施設整備請負契約書_第2章_第41条 (履行遅滞の場合における違約金等)</p> <p>1 施設整備企業の責に帰すべき理由により施設整備期間内に施設整備業務を完了することができない場合においては、市は、遅延違約金の支払を施設整備企業に請求することができる。</p>	<p>施設整備請負契約書_第2章_第41条 (履行遅滞の場合における違約金等)</p> <p>1 施設整備企業の責に帰すべき理由により施設整備期間内に施設整備業務を完了することができない場合においては、市は、遅延違約金の支払を施設整備企業に請求することができる。<u>なお、第67条の規定による部分引渡しについても含むこととする。</u></p>
109	整備	<p>施設整備請負契約書_第2章_第45条 (第三者に及ぼした損害)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額(第78条の規定により付保された保険等により填補された部分を除く。)のうち、市の指示、貸与品等の性状その他市の責に帰すべき事由により生じたものについては、市がその賠償額を負担する。ただし、施設整備企業が、市の指示又は貸与品等が不相当であること等市の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</p>	<p>施設整備請負契約書_第2章_第45条 (第三者に及ぼした損害)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額(第79条の規定により付保された保険等により填補された部分を除く。)のうち、市の指示、貸与品等(第51条第1項の貸与品をいう。以下本条で同じ。)の性状その他市の責に帰すべき事由により生じたものについては、市がその賠償額を負担する。ただし、施設整備企業が、市の指示又は貸与品等が不相当であること等、市の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</p>
110	整備	<p>施設整備請負契約書_第2章_第46条 (法令変更による措置)</p> <p>1 市及び施設整備企業は、法令等の変更等により、施設整備請負契約若しくは要求水準書等の変更が必要になる場合又は施設整備業務の実施に関する費用が増加する場合は、速やかにその内容の詳細を相手方当事者に通知する。</p>	<p>施設整備請負契約書_第2章_第46条 (法令変更による措置)</p> <p>1 市及び施設整備企業は、法令等の変更等により、施設整備請負契約若しくは要求水準書等<u>並びに設計図書</u>の変更が必要になる場合又は施設整備業務の実施に関する費用が増加する場合は、速やかにその内容の詳細を相手方当事者に通知する。</p>
111	整備	<p>施設整備請負契約書_第2章_第47条 (不可抗力による損害)</p> <p>1 <u>本施設</u>の引渡し前に、天災等(要求水準書及び実施設計図書で基準を定めたもの)にあつては、当該基準を超えるものに限る。)で市及び施設整備企業の双方の責に帰することができないもの(以下「不可抗力」という。)により、<u>本施設</u>、仮設物又は事業用地に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、施設整備企業は、その事実の発生後直ちにその状況を市に通知しなければならない。</p>	<p>施設整備請負契約書_第2章_第47条 (不可抗力による損害)</p> <p>1 <u>熱回収施設等</u>の引渡し(<u>指定部分の引渡しを含む</u>)前に、天災等(<u>次条第1項の天災等をいう。</u>) (要求水準書及び実施設計図書で基準を定めたもの)にあつては、当該基準を超えるものに限る。)で市及び施設整備企業の双方の責に帰することができないもの(以下「不可抗力」という。)により、<u>熱回収施設等</u>、仮設物又は事業用地に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、施設整備企業は、その事実の発生後直ちにその状況を市に通知しなければならない。</p>

112	整備	<p>施設整備請負契約書_第3章_第50条（設計業務）</p> <p>4 市は、前2項の確認において不具合等が認められたときは、施設整備企業に是正を求めることができるものとし、施設整備企業は自らの責任と費用負担において速やかに是正を行い、それぞれに規定するところにより確認を受けなければならない。</p>	<p>施設整備請負契約書_第3章_第50条（設計業務）</p> <p>4 市は、前2項の確認において<u>要求水準の未達又は</u>不具合等が認められたときは、施設整備企業に是正を求めることができるものとし、施設整備企業は自らの責任と費用負担において速やかに是正を行い、それぞれに規定するところにより確認を受けなければならない。</p>
113	整備	<p>施設整備請負契約書_第3章_第51条 （貸与品等）</p>	<p>施設整備請負契約書_第3章_第51条 （<u>設計業務</u>貸与品等）</p>
114	整備	<p>施設整備請負契約書_第3章_第53条（建設業務）</p> <p>2 施設整備企業は、実施設計図書について市の確認を受けた後、熱回収施設等の施工を開始する。</p> <p>3 施設整備企業は、熱回収施設等の引渡日の前までに要求水準書等に定めるところにより、予備性能試験、引渡性能試験、軽負荷運転試験、高負荷運転試験、安定稼働試験、試運転及び運転指導を行うものとする。</p>	<p>施設整備請負契約書_第3章_第53条（建設業務）</p> <p>2 施設整備企業は、実施設計図書について市の確認を受けた後、熱回収施設等の施工を開始する。<u>ただし、プラントについては、施工図の承認を市から受けた後、プラントの施工を開始する。</u></p> <p>3 施設整備企業は、熱回収施設等（ストックヤード棟を除く）の引渡日の前までに要求水準書等に定めるところにより、予備性能試験、引渡性能試験、軽負荷運転試験、高負荷運転試験、安定稼働試験、試運転及び運転指導を行うものとする。</p>
115	整備	<p>施設整備請負契約書_第3章_第55条 （支給材料、貸与品及び発生品）</p> <p>1 市が施設整備企業に貸与し、又は支給する次に掲げるものの有無、品名、数量、品質、規格又は性能並びに引渡場所及び引渡時期は、要求水準書に定めるところによるものとする。</p>	<p>施設整備請負契約書_第3章_第55条 （支給材料、<u>建設業務</u>貸与品及び発生品）</p> <p>1 市が施設整備企業に貸与し、又は支給する次に掲げるものの有無、<u>その他建設業務に必要な物品等（以下「建設業務貸与品」という。）</u>の有無、品名、数量、品質、規格又は性能並びに引渡場所及び引渡時期は、要求水準書に定めるところによるものとする。</p>
116	整備	<p>施設整備請負契約書_第3章_第57条 （工事材料の品質及び検査等）</p> <p>1 工事材料の品質については、要求水準書及び実施設計図書の定めるところによる。要求水準書及び実施設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、<u>本施設</u>が要求水準を満たすために<u>中等</u>十分な品質を有するものとする。</p>	<p>施設整備請負契約書_第3章_第57条 （工事材料の品質及び検査等）</p> <p>1 工事材料の品質については、要求水準書及び実施設計図書の定めるところによる。要求水準書及び実施設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、<u>熱回収施設等</u>が要求水準を満たすために十分な品質を有するものとする。</p>
117	整備	<p>施設整備請負契約書_第4章_第60条 （検査及び引渡し）</p> <p>4 <u>第1項1号の請求に基づく検査（以下、「完了検査」という。）に合格したときをもって、工事目的物の引渡しを完了したものとする。この場合において、工事目的物が施設整備企業の所有に属するときは、その所有権は、引渡しにより市に移転する。</u></p>	<p>施設整備請負契約書_第4章_第60条 （検査及び引渡し）</p> <p>4 市は、<u>第2項の検査によって熱回収施設等の完成を確認した後、施設整備企業が熱回収施設等の引渡しを申し出たときは、直ちに当該本施設の引渡しを受けなければならない。</u></p>

118	整備	<p>施設整備請負契約書_第4章_第66条（部分払）</p> <p>1 施設整備企業は、施設整備業務の完了前に、施設整備業務の履行部分並びに事業用地に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第56条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては入札説明書等で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する施設整備費相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、<u>各年度</u>あたり1回を限度とする。</p>	<p>施設整備請負契約書_第4章_第66条（部分払）</p> <p>1 施設整備企業は、施設整備業務の完了前に、施設整備業務の履行部分並びに事業用地に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第57条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては入札説明書等で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する施設整備費相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、<u>各事業年度</u>あたり1回を限度とする。</p>																																		
119	整備	<p>施設整備請負契約書_第4章_第69条（年度毎の支払の限度額）</p> <p>1 各年度における施設整備費の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr><td>2016年度</td><td>0円</td></tr> <tr><td>2017年度</td><td>●円</td></tr> <tr><td>2018年度</td><td>●円</td></tr> <tr><td>2019年度</td><td>●円</td></tr> <tr><td>2020年度</td><td>●円</td></tr> <tr><td>2021年度</td><td>●円</td></tr> <tr><td>2022年度</td><td>●円</td></tr> <tr><td>2023年度</td><td>●円</td></tr> </table>	2016年度	0円	2017年度	●円	2018年度	●円	2019年度	●円	2020年度	●円	2021年度	●円	2022年度	●円	2023年度	●円	<p>施設整備請負契約書_第4章_第69条（年度毎の支払の限度額）</p> <p>1 各年度における施設整備費の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr><td>2016年度</td><td>0円</td></tr> <tr><td>2017年度</td><td><u>2,047,777,200円</u></td></tr> <tr><td>2018年度</td><td><u>6,494,379,120円</u></td></tr> <tr><td>2019年度</td><td><u>5,002,427,160円</u></td></tr> <tr><td>2020年度</td><td><u>5,002,427,160円</u></td></tr> <tr><td>2021年度</td><td><u>8,834,695,920円</u></td></tr> <tr><td>2022年度</td><td><u>351,047,520円</u></td></tr> <tr><td>2023年度</td><td><u>497,317,320円</u></td></tr> <tr><td>2024年度</td><td><u>1,023,888,600円</u></td></tr> </table>	2016年度	0円	2017年度	<u>2,047,777,200円</u>	2018年度	<u>6,494,379,120円</u>	2019年度	<u>5,002,427,160円</u>	2020年度	<u>5,002,427,160円</u>	2021年度	<u>8,834,695,920円</u>	2022年度	<u>351,047,520円</u>	2023年度	<u>497,317,320円</u>	2024年度	<u>1,023,888,600円</u>
2016年度	0円																																				
2017年度	●円																																				
2018年度	●円																																				
2019年度	●円																																				
2020年度	●円																																				
2021年度	●円																																				
2022年度	●円																																				
2023年度	●円																																				
2016年度	0円																																				
2017年度	<u>2,047,777,200円</u>																																				
2018年度	<u>6,494,379,120円</u>																																				
2019年度	<u>5,002,427,160円</u>																																				
2020年度	<u>5,002,427,160円</u>																																				
2021年度	<u>8,834,695,920円</u>																																				
2022年度	<u>351,047,520円</u>																																				
2023年度	<u>497,317,320円</u>																																				
2024年度	<u>1,023,888,600円</u>																																				
120	整備	<p>施設整備請負契約書_第5章_第71条（市の解除権）_1</p> <p>(3) 施設整備企業が第23条第1項の総括代理人を設置しなかったとき。</p>	<p>施設整備請負契約書_第5章_第71条（市の解除権）_1</p> <p>(3) 施設整備企業が第23条第1項の総括代理人、<u>第24条第1項の管理技術者、第25条第1項の照査技術者、及び第26条第1項の現場代理人等</u>を設置しなかったとき。</p>																																		
121	整備	<p>施設整備請負契約書_第5章_第71条（市の解除権）</p> <p>3 契約保証金の納付がなく、又はその金額が施設整備費の10分の1に充たないときは、施設整備企業は、施設整備費の10分の1相当額又は不足額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、検査に合格した指定部分及び検査に合格した既済部分があるときは、これに相応する施設整備費相当額を違約金の算定に当たり施設整備費から控除する。<u>ただし、基本契約第31条第3項及び第4項により賠償金を支払う場合を除く。</u></p>	<p>施設整備請負契約書_第5章_第71条（市の解除権）</p> <p>3 契約保証金の納付がなく、又はその金額が施設整備費の10分の1に充たないときは、施設整備企業は、施設整備費の10分の1相当額又は不足額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、検査に合格した指定部分及び検査に合格した既済部分があるときは、これに相応する施設整備費相当額を違約金の算定に当たり施設整備費から控除する。</p>																																		

122	整備	<p>施設整備請負契約書_第5章_第71条（市の解除権）</p>	<p>施設整備請負契約書_第5章_第71条（市の解除権）以下の条文を追加。</p> <p><u>5 第1項に規定する場合において、施設整備企業が共同企業体であり、すでに解散しているときは、市は施設整備企業の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合において、施設整備企業の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。</u></p>
123	整備	<p>施設整備請負契約書_第5章_第72条（談合その他不正行為による解除）</p> <p>1 市は、施設整備企業がこの契約に関して、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。</u></p> <p><u>(1) 公正取引委員会から施設整備企業に対し、施設整備企業に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第50条第1項に規定する納付命令。以下「原処分」という。）が下され、当該原処分について処分内容が確定したとき。</u></p> <p><u>(2) 独占禁止法第66条第4項に規定する審決の確定により、公正取引委員会により施設整備企業に対して下された原処分の全部が取り消され、かつ、当該原処分の時まで違反行為があったものの、当該原処分の際において既に当該行為がなくなっていたものと認められるとき（同法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。</u></p> <p><u>(3) 前号の審決に対し、施設整備企業が、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。</u></p> <p><u>(4) 施設整備企業（施設整備企業が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。</u></p> <p>2 前条第2項、第3項及び第4項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。</p>	<p>施設整備請負契約書_第5章_第72条（談合その他不正行為による解除）</p> <p>1 市は、施設整備企業がこの契約に関して、<u>町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業に関する基本協定書の第15条第5項各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。</u></p> <p>2 前条第2項、第3項及び第4項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。<u>ただし、基本契約第31条第3項及び第4項により賠償金を支払う場合を除く。</u></p>

124	整備	<p>施設整備請負契約書_第5章_第73条 (施設整備企業が暴力団員等であった場合の市の解除権)</p> <p>1 市は、施設整備企業（施設整備企業が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下第2項において同じ）が次の各号のいずれかに該当するときは、施設整備請負契約を解除することができる。</p> <p>(4)法人の役員若しくは使用人が、<u>いかなる名義をも</u> <u>ってするかを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対し</u> <u>て金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は</u> <u>便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に</u> <u>協力し、又は関与している</u>と認められるとき。</p> <p>2 施設整備企業が前項各号のいずれかに該当するときは、市が契約を解除するか否かにかかわらず、施設整備企業は、<u>契約金額の10分の1に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p>	<p>施設整備請負契約書_第5章_第73条 (施設整備企業が暴力団員等であった場合の市の解除権)</p> <p>1 市は、施設整備企業（施設整備企業が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下第2項において同じ）が次の各号のいずれかに該当するときは、施設整備請負契約を解除することができる。</p> <p>(4)法人の役員若しくは使用人が、<u>自社、自己若しくは</u> <u>第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加え</u> <u>る目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用</u> <u>するなどの行為をした</u>と認められるとき。</p> <p>2 施設整備企業が前項各号のいずれかに該当するときは、市が契約を解除するか否かにかかわらず、施設整備企業は、<u>施設整備費の10分の1に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、基本契約第31条第3項及び第4項により賠償金を支払う場合を除く。</u></p>
125	整備	<p>施設整備請負契約書_第5章_第78条（賠償の予定）</p> <p>1 施設整備企業は、第71条第1項各号のいずれかに該当するときは、市が施設整備請負契約を解除するか否かを問わず、基本契約第31条第3項から第5項までの規定に従い、賠償金を市に支払わなければならない。また、<u>本施設の引渡し後においても適用があるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第71条第1項第1号から第3号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合、その他市が特に認める場合。</u></p> <p>(2) <u>第71条第1項第4号のうち、施設整備企業が刑法第198条の規定による刑が確定した場合。</u></p>	<p>施設整備請負契約書_第5章_第78条（賠償の予定）</p> <p>1 施設整備企業は、第72条第1項各号のいずれかに該当するときは、市が施設整備請負契約を解除するか否かを問わず、基本契約第31条第2項から第4項までの規定に従い、賠償金を市に支払わなければならない。また、<u>熱回収施設等の引渡し後においても適用があるものとする。</u></p>
126	整備	<p>施設整備請負契約書_第6章_第81条 (市内業者の活用)</p>	<p>施設整備請負契約書_第6章_第81条 (市内業者の活用)</p> <p>以下の条文を追加。</p> <p><u>2 原則、施設整備企業は、提案した市内業者の活用にかかわる金額を遵守するものとする。なお市が、施設整備企業が遵守してないと判断する場合には、市は減額できるものとする。減額の金額については、別途協議するものとする。</u></p>
127	整備	<p>施設整備請負契約書_第6章_第83条 (あっせん又は調停)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他施設整備企業が工事を施工するために使用し</p>	<p>施設整備請負契約書_第6章_第83条 (あっせん又は調停)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、<u>総括代理人、管理技術者、照査技術者、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他施設整備</u></p>

		ている下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、 <u>第26条第3項若しくは同条第5項の規定により、市若しくは施設整備企業が決定を行った後又は市若しくは施設整備企業が遅滞なく決定を行わない場合でなければ、市及び施設整備企業は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。</u>	企業が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、 <u>第27条第3項若しくは同条第5項の規定により、市若しくは施設整備企業が決定を行った後又は市若しくは施設整備企業が遅滞なく決定を行わない場合でなければ、市及び施設整備企業は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。</u>
128	整備	施設整備請負契約書_別紙1 用語の定義  <u>15 「施設運営企業」とは、運営事業者が別途契約する本施設の施設運営業務を実施する企業のことをいう。</u>	施設整備請負契約書_別紙1 用語の定義 修正前の左記の用語を削除。
129	整備	施設整備請負契約書_別紙1 用語の定義	施設整備請負契約書_別紙1 用語の定義 以下の用語を追加。  <u>22 「市内業者」とは、本事業の応札時点で町田市内に本店（本社）を有する企業のことをいう。</u>
130	整備		施設整備請負契約書_別紙2 以下の別紙を追加。  <u>別紙2 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第13条及び省令第4条に基づく書面 法第13条及び省令第4条に基づく書面 (建築物に係る解体工事の場合)</u>
運營業務委託契約書			
131	運営	運營業務委託契約書_頭書 に記載の以下の部分  3 履行期間 <u>2021年7月【●】</u> 日から2041年3月末日まで	運營業務委託契約書_頭書 に記載の以下に修正。  3 履行期間 <u>2022年1月【●】</u> 日から2041年3月末日まで
132	運営	運營業務委託契約書_第1章_第4条（規定の適用関係）  1 本事業における施設運営業務に係る権利義務については、基本契約及び運營業務委託契約の規定が適用されることにより、市と運営事業者との間において生じるものとし、基本契約、運營業務委託契約、要求水準書等の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、基本契約、運營業務委託契約、要求水準書、事業者提案の順に優先して適用されるものとする。	運營業務委託契約書_第1章_第4条（規定の適用関係）  1 本事業における施設運営業務に係る権利義務については、基本契約及び運營業務委託契約の規定が適用されることにより、市と運営事業者との間において生じるものとし、基本契約、運營業務委託契約、要求水準書等の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、基本契約、運營業務委託契約、要求水準書、 <u>完成図書</u> 、事業者提案の順に優先して適用されるものとする。

133	運営	<p>運營業務委託契約書_第1章_第5条（秘密の保持等）</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、市及び運営事業者は、次に掲げる場合は相手方の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができるものとする。ただし、開示されることにより運営事業者の権利が著しく損なわれると認められるような運営事業者の営業ノウハウ等の情報が秘密情報に含まれる場合は、市は運営事業者との間で事前に当該情報の取扱いについて協議する。</p>	<p>運營業務委託契約書_第1章_第5条（秘密の保持等）</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、市及び運営事業者は、次に掲げる場合は相手方の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができるものとする。ただし、開示されることにより運営事業者の権利が著しく損なわれると認められるような運営事業者の営業ノウハウ等の情報が秘密情報に含まれる場合は、<u>本項第2号、第3号を除き、</u>市は運営事業者との間で事前に当該情報の取扱いについて協議する。</p>
134	運営	<p>運營業務委託契約書_第1章_第6条（個人情報の保護）</p> <p>2 運営事業者は、自ら又は施設運営企業をして、個人情報の保護の重要性を認識し、運營業務委託契約による事務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、当該事務に係る個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。</p>	<p>運營業務委託契約書_第1章_第6条（個人情報の保護）</p> <p>2 運営事業者は、自ら又は施設運営企業をして、個人情報の保護の重要性を認識し、運營業務委託契約による事務の実施にあたっては、<u>町田市個人情報保護条例（平成元年町田市条例第5号）を遵守し、</u>個人の権利利益を侵害することのないよう、当該事務に係る個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。</p>
135	運営	<p>運營業務委託契約書_第1章_第8条（共通事項）</p> <p>3 運營業務委託契約に基づく金銭債務の額は、<u>円を最低額の単位として算定し、当該単位に満たない端数は、これを切り捨てる。</u></p>	<p>運營業務委託契約書_第1章_第8条（共通事項）</p> <p>3 運營業務委託契約に基づく金銭債務の額は、<u>100円を最低額の単位として算定し、100円未満の端数があるときは100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。</u></p>
136	運営	<p>運營業務委託契約書_第2章_第9条（契約の期間等）</p> <p>4 前項に規定する運營業務委託契約の有効期間の開始日から熱回収施設等の引渡日までの期間を施設運営準備期間とし、熱回収施設等の引渡日の翌日から前項に定める運營業務委託契約の終了日までを施設運営期間とする。なお、熱回収施設等の引渡予定日は、2021年<u>6月末日</u>とする。</p>	<p>運營業務委託契約書_第2章_第9条（契約の期間等）</p> <p>4 前項に規定する運營業務委託契約の有効期間の開始日から熱回収施設等（<u>ストックヤード棟を除く</u>）の引渡日までの期間を施設運営準備期間とし、熱回収施設等（<u>ストックヤード棟を除く</u>）の引渡日の翌日から前項に定める運營業務委託契約の終了日までを施設運営期間とする。なお、熱回収施設等（<u>ストックヤード棟を除く</u>）の引渡予定日は、2021年<u>12月【●】</u>とする。</p>
137	運営	<p>運營業務委託契約書_第2章_第21条（<u>監視員</u>）</p> <p>1 市は、<u>監視員</u>を置いたときは、その氏名を運営事業者に通知しなければならない。<u>監視員</u>を変更したときも同様とする。</p> <p>※2項以降共通</p>	<p>運營業務委託契約書_第2章_第21条（<u>担当職員</u>）</p> <p>1 市は、<u>担当職員</u>を置いたときは、その氏名を運営事業者に通知しなければならない。<u>担当職員</u>を変更したときも同様とする。</p> <p>※2項以降共通</p>

138	運営	<p>運營業務委託契約書_第2章_第29条 (条件変更等)</p> <p>1 運営事業者は、施設運營業務の履行にあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監視員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p>(1) 要求水準書の内容に矛盾又は相違があること。</p> <p>(2) 要求水準書に誤り又は脱漏があること。</p> <p>(3) 要求水準書の表示が明確でないこと。</p> <p>(4) 履行上の制約等要求水準書に示され、又は要求水準書の内容から想定しうる自然的若しくは人為的な履行条件が実際と相違すること。</p> <p>(5) 要求水準書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。</p>	<p>運營業務委託契約書_第2章_第29条 (条件変更等)</p> <p>1 運営事業者は、施設運營業務の履行にあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに担当職員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p>(1) 要求水準書等及び完成図書の内容に矛盾又は相違があること。</p> <p>(2) 要求水準書等及び完成図書に誤り又は脱漏があること。</p> <p>(3) 要求水準書等及び完成図書の表示が明確でないこと。</p> <p>(4) 履行上の制約や要求水準書等及び完成図書に示され、又は要求水準書等及び完成図書の内容から想定しうる自然的若しくは人為的な履行条件が実際と相違すること。</p> <p>(5) 要求水準書等及び完成図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。</p>
139	運営	<p>運營業務委託契約書_第2章_第29条 (条件変更等)</p> <p>4 前項の調査の結果において第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、市は要求水準書の訂正又は変更を行わなければならない。</p>	<p>運營業務委託契約書_第2章_第29条 (条件変更等)</p> <p>4 前項の調査の結果において第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、市は要求水準書及び完成図書の訂正又は変更を行わなければならない。なお、要求水準書及び完成図書の訂正又は変更に係る費用は、運営事業者が負担すること。</p>
140	運営	<p>運營業務委託契約書_第2章_第36条 (不可抗力による措置)</p> <p>1 市及び運営事業者は、<u>天災等</u> (要求水準書及び実施設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。) で市及び運営事業者の双方の責に帰すことができないもの (以下「不可抗力」という。) により運營業務委託契約に基づく義務の全部若しくは一部の履行ができなくなったとき又は<u>本施設</u>に損害が生じたときは、その内容の詳細を速やかに相手方当事者に通知する。この場合において、当該通知を行った者は、当該不可抗力が発生した日以後、当該不可抗力により履行不能となった義務について、運營業務委託契約に基づく履行義務を免れるものとする。ただし、当該通知を行った運營業務委託契約の当事者は、当該不可抗力により運營業務委託契約の相手方当事者に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。</p>	<p>運營業務委託契約書_第2章_第36条 (不可抗力による措置)</p> <p>1 市及び運営事業者は、<u>暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象 (以下「天災等」という。)</u> (要求水準書及び実施設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。) で市及び運営事業者の双方の責に帰すことができないもの (以下「不可抗力」という。) により運營業務委託契約に基づく義務の全部若しくは一部の履行ができなくなったとき又は<u>熱回収施設等</u>に損害が生じたときは、その内容の詳細を速やかに相手方当事者に通知する。この場合において、当該通知を行った者は、当該不可抗力が発生した日以後、当該不可抗力により履行不能となった義務について、運營業務委託契約に基づく履行義務を免れるものとする。ただし、当該通知を行った運營業務委託契約の当事者は、当該不可抗力により運營業務委託契約の相手方当事者に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。</p>

141	運営	<p>運營業務委託契約書_第3章_第1節_第35条 (第35条(法令変更による措置))</p> <p>5 当該法令等の変更等の公布日から60日以内に前項の規定による協議が調わない場合は、市が合理的な範囲での対応方法を運営事業者へ通知することとし、運営事業者はこれに従わなくてはならない。なお、この場合における増減する費用の負担については<u>前項</u>の規定を適用する。</p> <p>6 運營業務委託契約の締結後において、法令等の変更等により、施設運營業務の実施に関して運営事業者へ合理的な増加費用が発生した場合は、<u>次に定めるとおりとする</u>。ただし、消費税等の税率変更により市の支払額が増加する場合は、市が当該増加費用を負担する。</p>	<p>運營業務委託契約書_第3章_第1節_第35条 (第35条(法令変更による措置))</p> <p>5 当該法令等の変更等の公布日から60日以内に前項の規定による協議が調わない場合は、市が合理的な範囲での対応方法を運営事業者へ通知することとし、運営事業者はこれに従わなくてはならない。なお、この場合における増減する費用の負担については<u>次項</u>の規定を適用する。</p> <p>6 運營業務委託契約の締結後において、法令等の変更等により、施設運營業務の実施に関して運営事業者へ合理的な増加費用が発生した場合で、<u>前項の協議が整わないときは、次に定めるとおりとする</u>。ただし、消費税等の税率変更により市の支払額が増加する場合は、市が当該増加費用を負担する。</p>
142	運営	<p>運營業務委託契約書_第3章_第1節_第39条 (施設運營業務)</p> <p>2 運営事業者は、<u>要求水準書等のほか</u>、運営マニュアル、運転管理計画及び維持管理計画を定め、施設運營業務を行うものとする。</p>	<p>運營業務委託契約書_第3章_第1節_第39条 (施設運營業務)</p> <p>2 運営事業者は、<u>要求水準書等に基づき</u>、運営マニュアル、運転管理計画、<u>維持管理業務仕様書</u>及び維持管理計画を定め、施設運營業務を行うものとする。</p>
143	運営	<p>運營業務委託契約書_第3章_第2節_第47条 (人員の確保)</p> <p>3 運営事業者は、施設運營業務の実施に必要な人員のうち運転管理業務に従事する者について、施設運営準備期間において十分に教育及び訓練を実施し、<u>本施設</u>の運転に習熟させ、施設運営期間の開始日からの<u>本施設</u>の正式稼動に支障のないよう準備しなければならない。</p>	<p>運營業務委託契約書_第3章_第2節_第47条 (人員の確保)</p> <p>3 運営事業者は、施設運營業務の実施に必要な人員のうち運転管理業務に従事する者について、施設運営準備期間において十分に教育及び訓練を実施し、<u>熱回収施設等(ストックヤード棟を除く)</u>の運転に習熟させ、施設運営期間の開始日からの<u>熱回収施設等(ストックヤード棟を除く)</u>の正式稼動に支障のないよう準備しなければならない。</p>

144	運営	<p>運營業務委託契約書_第3章_第3節 処理対象物の受入及び処理</p>	<p>運營業務委託契約書_第3章_第3節 処理対象物の受入及び処理 以下の条文を追加。</p> <p><u>第51条（選別施設）</u> 1 運営事業者は、受入れた収集可燃ごみ及び持込可燃ごみを、自己の責任において選別施設において選別処理する。 2 前項の選別処理において、選別されたメタン発酵非対象ごみは熱回収施設において焼却処理し、メタン発酵対象ごみは、バイオガス化施設においてメタン発酵処理する。 3 運営事業者は、メタン発酵槽の投入口の前でメタン発酵不適物を取り除く等の必要な前処理を行う。メタン発酵槽にメタン発酵不適物が投入され、これによりバイオガス化施設に損害が生じ、又は運営事業者の運營業務に増加費用が生じたときは全て運営事業者の負担とし、市に損害が生じたときは、これを賠償しなければならない。ただし、運営事業者が運営マニュアル等に従って適切に運營業務を実施しており、かつ異常な事態への対応も適切に行ったこと、及びその他善管注意義務を尽くしていたことを運営事業者が明らかにし、市が合理的と判断したときは、運営事業者に生じた運營業務の増加費用は市が負担する。</p>
145	運営	<p>運營業務委託契約書_第3章_第4節 検査及びモニタリング等</p>	<p>運營業務委託契約書_第3章_第4節 検査及びモニタリング等 以下の条文を追加。</p> <p><u>第62条（バイオガス化施設の稼働停止）</u> 1 バイオガス化施設にてメタン発酵対象物を処理できない場合、初度受入設備に受入れた可燃ごみを、選別設備を通さず、直接熱回収施設に搬入して焼却処理するものとする。ただし、事業者提案にて他の方法が示されているときは、事業者提案にて提案された方法によることとする。 2 前項の処理により運営事業者に増加費用が生じたときは、全て運営事業者の負担とする。</p>
146	運営	<p>運營業務委託契約書_第3章_第5節_第61条 (主灰及び飛灰の取扱)</p> <p>1 主灰及び飛灰は、要求水準書等、運営マニュアル及び運転管理計画に基づき運営事業者の責任で貯留設備に貯留し、市が用意する運搬車両へ積み込むものとする。この場合において、主灰及び飛灰の運搬及び処分は市が行うものとし、原則としてエコセメント化を図るものとする。</p>	<p>運營業務委託契約書_第3章_第5節_第63条 (主灰及び飛灰の取扱)</p> <p>1 主灰及び飛灰は、要求水準書等、運営マニュアル及び運転管理計画に基づき運営事業者の責任で貯留設備に貯留し、市が用意する運搬車両へ<u>運営事業者が</u>積み込むものとする。この場合において、主灰及び飛灰の運搬及び処分は市が行うものとし、原則としてエコセメント化を図るものとする。</p>

147	運営	<p>運營業務委託契約書_第3章_第5節_第<u>61</u>条 (主灰及び飛灰の取扱)</p> <p>5 運営事業者は、処理対象物1トン当たりの主灰の発生量が事業者提案に示された値を超過するときは、当該超過に係る主灰の最終処分費を負担する。この場合において、運営事業者が負担する金額は、一事業年度の主灰発生量から、当該年度の処理対象物の処分量に事業者提案に示された処理対象物1トン当たりの主灰発生量を乗じた量を控除した量に、主灰1トン当たりの最終処分費(最終処分場への運搬費及び最終処分場での処分に要する費用をいう。)を乗じて得た金額とし、当該事業年度の最終月の施設運営費から控除する方法により精算するものとする。</p>	<p>運營業務委託契約書_第3章_第5節_第<u>63</u>条 (主灰及び飛灰の取扱)</p> <p>5 運営事業者は、処理対象物1トン当たりの主灰及び<u>飛灰</u>の発生量が事業者提案に示された値を超過するときは、当該超過に係る主灰及び<u>飛灰</u>の最終処分費を負担する。この場合において、運営事業者が負担する金額は、一事業年度の主灰<u>及び飛灰</u>発生量から、当該年度の処理対象物の処分量に事業者提案に示された処理対象物1トン当たりの主灰<u>及び飛灰</u>発生量を乗じた量を控除した量に、主灰<u>及び飛灰</u>1トン当たりの最終処分費(最終処分場への運搬費及び最終処分場での処分に要する費用をいう。)を乗じて得た金額とし、当該事業年度の最終月の施設運営費から控除する方法により精算するものとする。</p>
148	運営	<p>運營業務委託契約書_第3章_第5節_第<u>62</u>条 (焼却残さ金属類)</p> <p>1 焼却残さ金属類は、要求水準書等、運営マニュアル及び運転管理計画に基づき運営事業者の責任で一時貯留場所に貯留し、市が用意する運搬車両へ積み込むものとする。この場合において、焼却残さ金属類の運搬及び処分は市が行うものとする。</p>	<p>運營業務委託契約書_第3章_第5節_第<u>64</u>条 (焼却残さ金属類)</p> <p>1 焼却残さ金属類は、要求水準書等、運営マニュアル及び運転管理計画に基づき運営事業者の責任で一時貯留場所に貯留し、市が用意する運搬車両へ<u>運営事業者</u>が積み込むものとする。この場合において、焼却残さ金属類の運搬及び処分は市が行うものとする。</p>
149	運営	<p>運營業務委託契約書_第3章_第5節_第<u>63</u>条 (破碎不適金属類及び選別非鉄金属類)</p> <p>1 破碎不適金属類及び選別非鉄金属類は、要求水準書等、運営マニュアル及び運転管理計画に基づき運営事業者の責任で適切に処理したうえで保管し、市が用意する運搬車両へ積み込むものとする。この場合において、破碎不適金属類及び選別非鉄金属類の運搬及び処分は、市が行うものとする。</p>	<p>運營業務委託契約書_第3章_第5節_第<u>65</u>条 (破碎不適金属類及び選別非鉄金属類)</p> <p>1 破碎不適金属類及び選別非鉄金属類は、要求水準書等、運営マニュアル及び運転管理計画に基づき運営事業者の責任で適切に処理したうえで保管し、市が用意する運搬車両へ<u>運営事業者</u>が積み込むものとする。この場合において、破碎不適金属類及び選別非鉄金属類の運搬及び処分は、市が行うものとする。</p>
150	運営	<p>運營業務委託契約書_第3章_第5節_第<u>64</u>条 (有害ごみ等の取扱い)</p> <p>1 有害ごみ及びせん定枝は、要求水準書等、運営マニュアル及び運転管理計画に基づき運営事業者の責任で適切に処理したうえで保管し、市が用意する運搬車両へ積み込むものとする。この場合において、有害ごみ及びせん定枝の運搬及び処分は、市が行うものとする。</p>	<p>運營業務委託契約書_第3章_第5節_第<u>66</u>条 (有害ごみ等の取扱い)</p> <p>1 有害ごみ及びせん定枝は、要求水準書等、運営マニュアル及び運転管理計画に基づき運営事業者の責任で適切に処理したうえで保管し、市が用意する運搬車両へ<u>運営事業者</u>が積み込むものとする。この場合において、有害ごみ及びせん定枝の運搬及び処分は、市が行うものとする。</p>

151	運営	<p>運營業務委託契約書_第3章_第6節_第65条 (発電設備の運転)</p> <p>1 運営事業者は、運營業務委託契約、要求水準書等、運営マニュアル及び運転管理計画に従い<u>本施設</u>において運転することにより発生する余熱を利用して発電を行うものとし、発電した電気を<u>本施設</u>で利用するほか、余剰電力については第三者に売電する。この場合において、<u>売電による売上げは、市の収入とする。</u></p> <p>2 市は、前項の発電による年間<u>総発電量</u>が事業者提案に示された<u>発電量</u>を <u>20%</u>を超えて下回る場合は、<u>第59条第1項の規定により施設運営費のうち固定費用を減額する。</u>ただし、発電量が下回った原因が不可抗力又は市の責に帰すべき事由によることを運営事業者が明らかにしたときは、減額は行わないものとする。</p> <p>3 運営事業者は、前項の場合において、市が不足する<u>発電量</u>を補うための費用を負担した場合は、当該費用についても負担する。ただし、運営事業者は、<u>発電量</u>が下回った原因が不可抗力又は市の責に帰すべき事由によることを明らかにしたときは、当該費用の負担を免れるものとする。</p>	<p>運營業務委託契約書_第3章_第6節_第67条 (発電設備の運転)</p> <p>1 運営事業者は、運營業務委託契約、要求水準書等、運営マニュアル及び運転管理計画に従い<u>熱回収施設等</u>において運転することにより発生する余熱を利用して発電を行うものとし、発電した電気を<u>熱回収施設等</u>で利用するほか、余剰電力については第三者に売電する。この場合において、<u>余剰電力の売電に係る契約は、運営事業者が電力事業者と直接契約する。売電による収入は運営事業者に帰属する。ただし、熱回収施設等(ストックヤード棟を除く)の供用開始から事業期間終了時までの期間において、売電による収入の3分の1に相当する金額を市に納付する。なお、売電収入に係る事務手続きについては、別紙2による。</u></p> <p>2 市は、前項の発電による年間<u>実売電電力量</u>が事業者提案に示された<u>計画年間売電電力量</u>を <u>10%</u>を超えて下回る場合は、<u>施設運営費のうち第4四半期の固定費用を当該事業年度の最後に減額する。</u>ただし、発電量が下回った原因が不可抗力又は市の責に帰すべき事由によることを運営事業者が明らかにしたときは、減額は行わないものとする。</p> <p>3 運営事業者は、前項の場合において、市が不足する<u>売電電力量</u>を補うための費用を負担した場合は、当該費用についても負担する。ただし、運営事業者は、<u>売電電力量</u>が下回った原因が不可抗力又は市の責に帰すべき事由によることを明らかにしたときは、当該費用の負担を免れるものとする。</p>
152	運営	<p>運營業務委託契約書_第3章_第6節_第66条 (熱供給等)</p> <p>1 運営事業者は、運營業務委託契約、要求水準書等、運営マニュアル及び運転管理計画に従い<u>本施設</u>を運転することにより発生する低圧蒸気を<u>本施設</u>で利用するほか、特定供給先に供給する。</p> <p>2 市は、前項の低圧蒸気の年間<u>総供給量</u>が事業者提案に示された<u>供給量</u>を <u>20%</u>を超えて下回る場合は、<u>第59条第1項の規定により施設運営費のうち固定費用を減額する。</u>ただし、低圧蒸気の供給量が下回った原因が不可抗力又は市の責に帰すべき事由によることを運営事業者が明らかにしたときは、減額は行わないものとする。</p> <p>3 運営事業者は、前項の場合において、市が不足する低圧蒸気の供給量を補うための費用を負担した場合は、当該費用についても負担する。ただし、運営事業者は、<u>低圧蒸気の供給量が下回った原因が不可抗力又は市の責に帰すべき事由によることを明らかにしたときは、当該費用の負担を免れるものとする。</u></p>	<p>運營業務委託契約書_第3章_第6節_第68条 (熱供給等)</p> <p>1 運営事業者は、運營業務委託契約、要求水準書等、運営マニュアル及び運転管理計画に従い<u>熱回収施設等</u>を運転することにより発生する低圧蒸気を<u>熱回収施設等</u>で利用するほか、特定供給先に供給する。</p> <p>2 市は、前項の低圧蒸気の年間<u>総供給量</u>が事業者提案に示された<u>供給量</u>を <u>10%</u>を超えて下回る場合は、<u>施設運営費のうち固定費用を減額する。</u>ただし、低圧蒸気の供給量が下回った原因が不可抗力又は市の責に帰すべき事由によることを運営事業者が明らかにしたときは、減額は行わないものとする。</p> <p>3 運営事業者は、前項の場合において、市が不足する低圧蒸気の供給量を補うための費用を負担した場合は、当該費用についても負担する。ただし、運営事業者は、<u>低圧蒸気の供給量が下回った原因が不可抗力又は市の責に帰すべき事由によることを明らかにしたときは、当該費用の負担を免れるものとする。</u></p>

153	運営	<p>運營業務委託契約書_第3章_第7節_第67条 (市内業者の活用)</p> <p>運営事業者は、<u>本施設</u>の運営にあたり、市内業者の活用に配慮するものとする。</p>	<p>運營業務委託契約書_第3章_第7節_第69条 (市内業者の活用)</p> <p>1 運営事業者は、<u>熱回収施設等</u>の運営にあたり、市内業者の活用に配慮するものとする。</p> <p>2 <u>運営事業者は、事業者提案で示された市内業者の活用に係る内容を遵守するものとする。なお市が、運営事業者が遵守していないと判断する場合には、市は第60条に基づき、減額できるものとする。</u></p>
154	運営	<p>運營業務委託契約書_第3章_第8節_第68条(ごみ質)</p> <p>1 1年度における<u>本施設</u>に搬入される処理対象物のごみ質が要求水準書に定めるごみ質の計画性状の範囲を大幅に逸脱(第54条第1項に定める市の1年度におけるモニタリング結果の半数を超える計測結果が要求水準書に定めるごみ質の計画性状から超えることをいう。)する場合において、当該計画性状の範囲を大幅に逸脱した処理対象物の処理に要した費用の増加分が当該年度に適用される施設運営費(固定費と変動費の総額をいい、変動費は計画処理量に基づいて算出する。以下この条において同じ。)の5パーセントに相当する額(以下「運営事業者負担増加分」という。)を超えることを運営事業者が合理的に説明し、市が当該説明の内容に合意したときは、運営事業者は、当該計画性状の範囲を大幅に逸脱した処理対象物の処理に要する費用の増加分が運営事業者負担増加分を超えるときは、<u>精算を行うことを請求できるものとする。</u></p>	<p>運營業務委託契約書_第3章_第8節_第70条(ごみ質)</p> <p>1 1年度における<u>熱回収施設等</u>に搬入される処理対象物のごみ質が要求水準書に定めるごみ質の計画性状の範囲を大幅に逸脱(第55条第1項に定める市の1年度におけるモニタリング結果の半数を超える計測結果が要求水準書に定めるごみ質の計画性状から超えることをいう。)する場合において、当該計画性状の範囲を大幅に逸脱した処理対象物の処理に要した費用の増加分が当該年度に適用される施設運営費(固定費と変動費の総額をいい、変動費は計画処理量に基づいて算出する。以下この条において同じ。)の5パーセントに相当する額(以下「運営事業者負担増加分」という。)を超えることを運営事業者が合理的に説明し、市が当該説明の内容に合意したときは、運営事業者は、当該計画性状の範囲を大幅に逸脱した処理対象物の処理に要する費用の増加分が運営事業者負担増加分を超えるときは、<u>当該超過分の費用負担を市に請求できるものとする。</u></p>
155	運営	<p>運營業務委託契約書_第3章_第8節_第69条 (ごみ量又はごみ質の変動により基準値を遵守できない場合)</p> <p>1 処理対象物のごみ質が要求水準書に定めるごみ質の計画性状から大幅に逸脱をし、又は処理対象物のごみ量が要求水準書に定める計画ごみ量から大幅に逸脱(<u>要求水準書に定める年間ごみ処理量から30パーセント以上の変動があることをいう。)</u>をする場合は、運営事業者は、市に対して申立てを行い、協議を求めることができる。</p>	<p>運營業務委託契約書_第3章_第8節_第71条 (ごみ量又はごみ質の変動により基準値を遵守できない場合)</p> <p>1 処理対象物のごみ質が要求水準書に定めるごみ質の計画性状から大幅に逸脱し、又は処理対象物のごみ量が要求水準書に定める計画ごみ量から大幅に逸脱をする場合は、運営事業者は、市に対して申立てを行い、協議を求めることができる。</p>

156	運営	<p>運營業務委託契約書_第4章_第72条 (検査及び引渡し)</p> <p>4 市は、前項の業務完了通知書の交付において、<u>次に掲げる減額がある場合は、それぞれの減額の金額を記載して交付する。</u></p> <p><u>(1) 当該施設運營業務完了届の対象となる施設運營業務が要求水準を達成していないこと又は履行されていないことによる減額</u></p> <p><u>(2) 当該施設運營業務完了届の対象となる処理対象物の処理量が実績を超えていた場合で減額の対象となった金額</u></p>	<p>運營業務委託契約書_第4章_第74条 (検査及び引渡し)</p> <p>4 市は、前項の業務完了通知書の交付において、<u>当該施設運營業務完了届の対象となる施設運營業務が要求水準を達成していないこと又は履行されていないことによる減額がある場合は、減額の金額を記載して交付する。</u></p>
157	運営	<p>運營業務委託契約書_第5章_第75条 (市の解除権)</p> <p>1. (2) 運営事業者の責に帰すべき理由により、施設運営期間の開始までに施設運營業務の開始の準備が調わないとき、<u>施設運営期間内に施設運營業務の全部を完了しないとき又は施設運営期間経過後相当の期間内に施設運營業務の履行の全部を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。</u></p> <p>2 前項の規定により運營業務委託契約が解除された場合においては、運営事業者は、<u>施設運営期間の1年間に係る施設運営費(固定費と変動費の総額とし、変動費は計画処理量により算出する。)</u>の10分の1に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。</p>	<p>運營業務委託契約書_第5章_第77条 (市の解除権)</p> <p>1. (2) 運営事業者の責に帰すべき理由により、施設運営期間の開始までに施設運營業務の開始の準備が調わないとき、又は施設運営期間経過後相当の期間内に施設運營業務の履行の全部を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。</p> <p>2 前項の規定により運營業務委託契約が解除された場合においては、運営事業者は、<u>解除の日が属する事業年度の年間施設運営費の総額の10分の1に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p>
158	運営	<p>運營業務委託契約書_第5章_第77条 (運営事業者の解除権)</p> <p>1 運営事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、運營業務委託契約を解除することができる。</p> <p>(1) 第38条の規定による施設運營業務の中止期間が6月を超えたとき。ただし、当該中止が施設運營業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の施設運營業務が完了した後3月を経過してもなおその中止が解除されないとき。</p> <p>(2) 市が運營業務委託契約に違反し、その違反によって運營業務委託契約の履行が不能となったとき。</p>	<p>運營業務委託契約書_第5章_第79条 (運営事業者の解除権)</p> <p>1 運営事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、運營業務委託契約を解除することができる。</p> <p>(1) 第38条の規定による施設運營業務の中止期間が6月を超えたとき。ただし、当該中止が施設運營業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の施設運營業務が完了した後3月を経過してもなおその中止が解除されないとき。</p> <p>(2) 市が運營業務委託契約に違反し、その違反によって運營業務委託契約の履行が不能となったとき。</p> <p><u>(3) 前条1項の規定により運營業務委託契約の一部を解除した結果、年間施設運営費の総額が半分を満たさなくなったとき</u></p>

159	運営	<p>運營業務委託契約書_第5章_第78条(解除に伴う措置)</p> <p>1 市は、<u>第75条</u>の規定により運營業務委託契約を解除する場合は、次に掲げる措置をとるものとする。</p> <p>(1) 市は運営事業者に対して運營業務委託契約を解除する旨を通知し、運營業務委託契約を解除する。</p> <p>(2) 市は、契約解除通知日における履行済みの施設運営費の未払額に相当する金額を、契約解除通知日から最初に到来する支払対象期間の末日に応じた支払日に支払うものとする。</p>	<p>運營業務委託契約書_第5章_第80条(解除に伴う措置)</p> <p>1 市は、<u>第77条</u>又は<u>第78条</u>の規定により運營業務委託契約を解除する場合は、次に掲げる措置をとるものとする。</p> <p>(1) 市は運営事業者に対して運營業務委託契約を解除する旨を通知し、運營業務委託契約を解除する。</p> <p>(2) 市は、<u>第77条</u>の規定により運營業務委託契約を解除する場合、<u>契約解除通知日における履行済みの施設運営費の未払額に相当する金額を、契約解除通知日から最初に到来する支払対象期間の末日に応じた支払日に支払うものとする。</u></p> <p>(3) 市は、<u>第78条</u>の規定により運營業務委託契約を解除する場合、<u>契約解除日における履行済みの施設運営費の未払額に相当する金額を、契約解除日から最初に到来する支払対象期間の末日に応じた支払日に支払うものとする。</u></p>
160	運営	<p>運營業務委託契約書_別紙1 用語の定義</p>	<p>運營業務委託契約書_別紙1 用語の定義</p> <p><u>14 「事業契約」とは、基本契約、施設整備請負契約(仮契約を含む。)及び運營業務委託契約の総称をいう。</u></p>
161	運営	<p>運營業務委託契約書_別紙1 用語の定義</p> <p><u>20 「施設運営準備期間」とは、施設整備請負契約についての本契約が締結されたことをもって運營業務委託契約が有効となった日(同日を含む。)から熱回収施設等の引渡日(同日を含む。)までの期間をいう。</u></p>	<p>運營業務委託契約書_別紙1 用語の定義</p> <p><u>21 「施設運営準備期間」とは、施設整備請負契約についての本契約が締結されたことをもって運營業務委託契約が有効となった日(同日を含む。)から熱回収施設等(ストックヤード棟を除く)の引渡日(同日を含む。)までの期間をいう。</u></p>
162	運営	<p>運營業務委託契約書_別紙1 用語の定義</p>	<p>運營業務委託契約書_別紙1 用語の定義</p> <p>以下の用語を追加。</p> <p><u>27 「市内業者」とは、本事業の応札時点で町田市内に本店(本社)を有する企業のことをいう。</u></p>
163	運営	<p>運營業務委託契約書_別紙1 用語の定義</p>	<p>運營業務委託契約書_別紙1 用語の定義</p> <p>以下の用語を追加。</p> <p><u>36 「売電収入」とは、熱回収施設等から得られる余剰電力を電気事業者に売電することで得られる収入であり、年間売電電力量に売電単価を乗じた値をいう。</u></p>

164	運営	運營業務委託契約書_別紙1 用語の定義	<p>運營業務委託契約書_別紙1 用語の定義 以下の用語を追加。</p> <p><u>46 「余剰電力量」とは、熱回収施設（焼却施設）及びバイオガス化施設から得られる余剰電力量の合計をいう。なお、熱回収施設（焼却施設）から得られる余剰電力量は、熱回収施設（焼却施設）で発生する電力量から、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課発行の廃棄物処理施設における固定価格買い取り制度（FIT 制度）ガイドブックに準じたバイオガス化施設の発電に必要な付属設備（以下、「必要付属設備」という。）を除く熱回収施設等で使用した電力量を差し引き、更に余剰分が発生した場合の電力量のことをいう。また、バイオガス化施設から得られる余剰電力は、バイオガス化施設で発生する電力から、必要付属設備に供給する電力量を差し引き、更に余剰分が発生した場合の電力量のことをいう。</u></p>
165	運営		<p>運營業務委託契約書_別紙2 以下の別紙を追加。</p> <p><u>別紙2 売電収入に係る事務手続き（第67条関係）</u></p> <p><u>1 売電収入の取扱い</u> 余剰電力が生じる場合、運営事業者は電気事業者と直接契約をすることにより得られる売電収入の一部を自らの収入とすることができる。</p> <p><u>2 売電収入の市への支払い方法</u> 運営事業者は、毎月、売電収入が確定し次第、市へすみやかに報告し、市は当該報告を確認した後、運営事業者に対して納付書を発行する。</p> <p><u>3 売電収入の市への支払額（熱回収施設等の稼働後から事業終了時まで）</u> 運営事業者は2で規定する当該納付書に基づいて、熱回収施設等の供用開始後から事業終了時までの期間において、年間売電収入総額の3分の1に相当する金額を市へ速やかに納付するものとする。 ただし、第71条第1項が定める場合、又は売電単価等の大幅な変動があった場合、必要に応じ運営事業者と市は協議の上、市に納付する売電収入の割合の見直しを行うことができるものとする。</p>

166	運営	<p>運營業務委託契約書_別紙<u>2</u> 施設運営費の算定方法 (第73条関係)</p> <p>1 施設運営費の構成と算定方法 施設運営費は、固定費と変動費の合計額として次式により算定されるものとする。</p> $\text{施設運営費} = \text{固定費(円)} + \text{変動費単価(円/t)} \times \text{処理対象物の処理量(t)}$	<p>運營業務委託契約書_別紙<u>3</u> 施設運営費の算定方法 (第73条関係)</p> <p>1 施設運営費の構成と算定方法 施設運営費は、固定費と変動費の合計額として次式により算定されるものとする。<u>なお、固定費は、熱回収施設、バイオガス化施設、不燃・粗大施設ごとに算出すること。</u></p> $\text{施設運営費} = \text{固定費(円)} + \text{変動費単価(円/t)} \times \text{処理対象物の処理量(t)}$
-----	----	--	---